

〔共同研究〕日本の社会問題とそれへの対応

近代移行期の泉州槇尾山施福寺所有山林における永代宛地契約

島田克彦

はじめに

和泉山脈の一角に古代以来、寺域を構えてきた地方有力一山寺院⁽¹⁾である槇尾山施福寺は、一八七六年（明治九）一〇月、山林五八七町歩余（一六筆）の所有権を証明する地券を堺県から交付され、山林所有権を確立した。享保四年（一七一九）「泉州泉州郡槇尾山絵図」（池辺家所蔵）と明治後期の地籍図（施福寺所蔵）を対比すると、この山林が寺院の中枢空間を取り巻く、朱印引外部空間に該当することが明らかとなる⁽²⁾。以後、施福寺は、この山林を約九〇区画に分割し、近隣信徒との間に永代宛地（小作）契約を取り結んだ。本稿は、この永代宛地契約の歴史的意義を明らかにするものである。

近代日本における山林の所有や用益については、「村中入会権」を村の「総有権」として位置付けた中田薫⁽³⁾を起点として、中田

の学説を批判した戒能通孝⁽⁴⁾による研究や、それに続く法社会史研究、さらに古島敏雄⁽⁵⁾らによる経済史研究等が蓄積されてきた。

これらの研究史を支えてきたのは、明治政府による土地所有制度への批判的な問題意識であった。具体的には、山林の官民有区分によって前近代以来の「入会権」をはじめとする土地利用慣行を排除し、排他的・単一的な近代的土地所有権を制度化した地租改正や民法、さらには土地所有をめぐる紛争（国家への異議申し立て）の最終的「解決」をはかった国有土地森林原野下戻法等の法体系が取り上げられてきた。筆者もまた、こうした問題意識を受け継ぐものであるが、本稿で施福寺による山林の永代宛地契約を検討するにあたり、次の二つの視点を明らかにしておきたい。

第一に、近世槇尾山が江戸幕府に納入していた山年貢が明治政府によって金納地租へと再編される地租改正のプロセスに、施福寺と信徒達はどのように対応したのだろうか。地租改正は明治政府が富

キーワード：土地所有権、永小作、地租改正、泉州槇尾山施福寺、請山

国強兵政策の財源を確保し、近代的土地所有権の確立を通じて資本主義的蓄積を可能とした租税と土地制度の変革であり、近代移行期の地域が国家権力と相対する局面を構成した。松沢裕作らの研究グループは、森林の管理や所有・用益の制度設計・運用という観点から、近代日本をはじめとする諸国家権力の歴史的性格を国際比較する共同研究を世に問うた⁽⁶⁾。松沢らは「統治権力のあり方と、非市場的な利用を含む多様な森林利用のあり方との関係」に注目した。これに対し本稿では、地租改正という、明治国家によって全国一律の基準で推進された土地・税制変革を施福寺や村々の信徒が受け止め、これに対応していく地域の動向を重視する視点を打ち出したい。本稿の問題関心は、前近代以来の歴史的前提を有する地域社会が、成り立期近代国家による全国レベルの変革に対応していく固有のあり方を説明することにある。

したがって本稿では第二に、伝統的な地方有力一山寺院である榎尾山施福寺が、近代移行期の諸制度変革に対応していく際、前近代以来の地域において培われてきた社会的諸関係が、どのような意味で歴史的前提になったのか、という問題を重視したい。具体的には、施福寺の山年貢地や寺院運営を媒介とした寺と村々および信徒たちとの関係を念頭に置いている。

近世・近代の榎尾山施福寺は、檀家によって経済的・社会的に支えられる近世以降の村の寺とは異なり、古代以来の一山寺院として檀家を持たず、信徒によって支えられた寺院である。このような榎尾山施福寺にとって、立地環境でもある山を経済基盤としたことの

意味はきわめて重いものであった。近世榎尾山では、子院の寺僧たちが薪採取や山畑での茶・桑生産などの山働きに終日従事するとともに、一山の山年貢地を空間的に区切り、年限を定めて、和泉山脈北麓の横山谷を中心とする近隣村々へ売り渡す、山の年季売りが行われていた。年季売りの内実については、「木柴を刈り取ることであって、立ち木は含まない。立ち木は、一年ないし数年で育つようなものではない⁽⁷⁾」と指摘されている。こうした年季売りを村の側から見ると、例えば九鬼村の場合、村の生活と生産に不可欠な柴を確保するために、村名請の山を用益する一方で、榎尾山から山年貢地の一部を小作ないし買い取ることも確認していたことが把握できる。近世榎尾山の山年貢地は、横山谷村々の生活や経済に組み込まれていたのである⁽⁸⁾。

近代移行期の永代宛地契約を検討する本稿の問題関心は、その歴史的前提を近世に見出すことにある。先行研究によって「山を分割して所持権を永代に売却することではないばかりでなく、立木を含まない、木柴を刈り取る用益権の売却⁽⁹⁾」であるとされる近世の年季売りにおいては、村々の権利は立木に及んではいなかった。これに対し、本論で明らかにするように、明治一〇年代に成立する永代宛地契約は地主施福寺が請主（小作人）へ立木を含む毛上を売り渡すことが、その主たる契約内容をなしていた。近代移行期にこのような内容を持つ契約が成立するには、近世社会に何らかの前提が形成されていたのではないだろうか。本稿では、『横山と榎尾山の歴史』の記述を踏まえつつ、近世の榎尾山山年貢地における山の所有・用

益の構造を明らかにし、それが永代宛地契約のどのような前提をなしていたのかを説明する。

本稿の構成を述べておく。第一節では施福寺所蔵文書のうち永代宛地証券群の成り立ちを概観する。第二節ではこれらの証券群を年代や形態による小グループに分けて検討する。第三節では証券群の成立を地租改正との関係で捉える。第四節では、近世榎尾山と北麓の村々が山林経営を媒介に取り結んできた関係を明らかにする。第五節では施福寺所有山林に対する金納地租の設定に伴ってなされた永代宛地契約の再編とその完成形態を明らかにする。

一 施福寺所蔵文書のうち「永代宛地証券」群

本節では、施福寺所蔵文書のうち「永代宛地証券」群の全体像を把握する。これらの文書は、施福寺側に控えとして残されたものである。関連文書も含めた「永代宛地証券」群の全体像を、表1に整理した。

以下、作成された年代ごとに、その外形的な特徴を整理する。

一八七六年（明治九）八月付証券 〈七六証券〉 一三点

証券界紙を使用。「第十九番」に始まる付番が施されているが、規則性は不明である。宛先（本稿では請主と呼ぶ）は個人または連名である。請主の所属する村は一一点が小野田、一点が北田中と納花（連名）、一点が北田中（三名）となっている。

一八七八年（明治一二）八月付証券 〈七八証券〉 五九点

無地の用紙を使用。個人または連名の請主は、その多くが、仏並と坪井を除く横山谷の村々に属している。小野田関係の文書は一二一点が確認されるが、うち八点は七六証券からの接続を確認できる。文書群の保存状況から、施福寺が村ごとに証券をまとめて取り扱っていたことがわかる。

一八八〇年（明治一三）証券 〈八〇証券〉 四点＋一点

一月二点、一月一点のほか、年月の記載がないものが一点ある。ただしこれは明治一三年一月付「永代請地証券」と内容が対応している。これら八〇証券はいずれも証券界紙または罫紙を使用している。

八〇証券については、あらかじめ全体を示しておく。

〈46-3〉 永代宛地証券 M131 施福寺↓小川孫市（福瀬）

〈45-1〉 永代宛地証券 M131 施福寺↓辻林欽一郎（三林）

〈45-2〉 永代宛地証券 M131 施福寺↓辻林欽逸郎（三林）

〈40〉 永代宛地証券（年なし） 施福寺↓荒木吉治郎（和田）

※ 〈378-1〉 永代請地証券（M131）と対応

小川孫市は横山谷のうち福瀬の旧庄屋であるが、辻林欽一郎（欽逸郎は同一人物）と荒木吉次郎は横山谷の外部にあって旧関宿藩の大庄屋をつとめた家に属する。辻林氏と荒木氏は横山谷外部の有力者である。

表1 施福寺所蔵文書のうち「永代宛地証券」群

8	永代宛地証券	根来谷	北田中・納花	出合富与茂・森六治郎	M98	第式十番／証券界紙	[20]
378	1 永代請地証券	見明三人山	和田	荒木吉次郎	M131	証券界紙。450と対応	
	2 永代宛地証券	ナキ尾	小野田	岩間久藏	M98	第四十番／証券界紙	[41]
	3 永代宛地証券	大谷シユロノ谷	小野田	岩間久藏	M98	第三拾八番／証券界紙	[38]
	4 永代宛地証券	大谷原	小野田	岩間久藏	M98	第三十七番／証券界紙	[37]
	5 永代宛地証券	大谷原	小野田	小野林永造・貝湖喜八	M98	第三十式番／証券界紙	[32]
	6 永代宛地証券	十五町ツエノ尾谷	小野田	貝湖喜八	M98	第式十八番／証券界紙	[28]
	7 永代宛地証券	十五町三人山	小野田	岩間久造	M98	第式十五番／証券界紙	[25]
	8 永代宛地証券	十五丁升二ノ谷	小野田	西川清三郎	M98	第式十九番／証券界紙	[29]
	9 永代宛地証券	大谷原	小野田	西川清三郎	M98	第三十六番／証券界紙	[36]
	10 永代宛地証券	十五丁谷	小野田	仲谷勝太郎	M98	第三十番／証券界紙	[30]
11 永代宛地証券	塩降谷口講原	北田中	納家嘉七・納家吉二郎・出合富与茂	M98	第十九番／証券界紙	[19]	
12 永代宛地証券	大谷原	小野田	藤原甚三郎	M98	第三十三番／証券界紙	[33]	
13 永代宛地証券	大谷原	小野田	村田喜藏	M98	第三十四番／証券界紙	[34]	
419-29	1 永代宛地証券	塩降	善正	岸脇善三郎・藤原甚三郎	M118		419-29は紐で一括
	2 永代宛地証券	ボツズノコウ蛇谷	善正	岸脇三郎平	M118		
	3 永代宛地証券	塩降	善正	上野惣治	M118		
	4 永代宛地証券	塩降	善正	辻林米治郎	M118		
	5 永代宛地証券	ボツズノコウ札場	善正	上野与八郎	M118		
	6 永代宛地証券	塩降	善正	上野与八郎	M118		
	7 永代宛地証券	芋谷の猿岩迄	善正	岸脇楠太郎	M118		
	8 永代宛地証券	猿岩の犬嶋迄	善正	岸脇楠三郎・辻野治安	M118		
	9 永代宛地証券	井戸谷	南面利→天野山	小林道造・藤林与八郎	M118		
	10 永代宛地証券	塩降	善正	上野与八郎	M118		
419-30	1 山地永代請証券	土辺ヶ原ほか	三林	辻林潤一郎	M118	端裏「三林村」とあり。451-3・4・5と対応	
	2 山地永代請証券	十五丁口ほか	九鬼	葛城源衛ほか	M118	端裏「九鬼村」とあり	
	3 山地永代請証券	清水	大野	上坂金十郎	M118	端裏「大野村上坂氏」とあり。447-3と対応	

419-32	1	永代宛地証券	十五丁三人山	小野田	岩間政吉	M118	[25]	から接続	419-32 は紐で一括
	2	永代宛地証券	なき尾	小野田	岩間政吉	M118	[41]	から接続	
	3	永代宛地証券	一之瀬	小野田	小野林彦六ほか	M118			
	4	永代宛地証券	大谷しろうの谷	小野田	岩間政吉	M118	[38]	から接続	
	5	永代宛地証券	十五町口	小野田	岩間久蔵	M118			
	6	永代宛地証券	大谷	小野田	岩間政吉	M118	[37]	から接続	
	7	永代宛地証券	十五丁	小野田	仲谷勝太郎	M118	[30]	から接続	
419-33	1	永代宛地証券	見妙	下宮	葛城藤太郎	M118			419-33 は紐で一括
	2	永代宛地証券	大谷	下宮	葛城彦太郎	M118			
419-34	3	永代宛地証券	大谷口	下宮	米本茂十郎	M118			419-34 は紐で一括 端裏「岡村拾貳通」とあり。419-34 は紐で一括
	1	永代宛地証券	大谷岩尾	岡	神會藤太郎	M118			
	2	永代宛地証券	大谷原	岡	神會藤太郎	M118	[34]	から接続	
	3	永代宛地証券	大谷原	岡・小野田	神會藤太郎・貝淵喜八	M118	[32]	から接続	
	4	永代宛地証券	大谷原三ヶ道	岡	神會藤太郎	M118			
	5	永代宛地証券	深たわ	岡	神會藤太郎ほか	M118			
	6	永代宛地証券	唐戸谷	岡	神會藤太郎	M118			
	7	永代宛地証券	唐戸谷	岡	神會藤太郎	M118			
	8	永代宛地証券	唐戸谷	岡	神會藤太郎	M118			
	9	永代宛地証券	唐戸谷	岡	神會久太郎	M118			
	10	永代宛地証券	唐戸谷	岡	藤原弥五郎	M118			
	11	永代宛地証券	唐戸谷	岡	藤原弥五郎	M118			
12	永代宛地証券	唐戸谷	岡	藤原弥五郎	M118				
419-36		永代宛地証券	大畑	南面利	井上十一郎	M118			427 は紐で一括
	1	永代宛地証券	大谷	小野田	西川清三郎	M118	[36]	から接続	
	2	永代宛地証券	拾五丁	小野田	西川清三郎	M118	[29]	から接続	
	3	永代宛地証券	大谷原	小野田	藤原甚三郎	M118	[33]	から接続	
	4	永代宛地証券	けんミヤウ	国分	田中惣五郎	M118			
5	永代宛地証券	根来谷	北田中	納家勘七・納家勘三郎	M118				

近代移行期の泉州槇尾山施福寺所有山林における永代宛地契約

439	6	永代宛地証券	サンシヨ谷口	小野田	小野林永藏	M118	端裏「小ノ田村 七通」とあり	↓	
	7	永代宛地証券	ごとき	小野田	西川平治	M118	端裏「北田村 辻喜八」とあり		
	永代宛地証券		甲斐庄谷	北田中村	辻喜八	M118	端裏「北田村 辻喜八」とあり		
	446	1	永代宛地証券	五味坂	福瀬	小川孫一・天福佐市	M118		端裏「福瀬村」とあり。 446は紐で一括
		2	永代宛地証券	芋谷の猿岩迄	福瀬	小川孫一	M118		
		3	永代宛地証券	芋谷跡請	福瀬	小川孫市	M131		証券界紙
		4	永代宛地証券	七廻り上下	福瀬	小川孫一	M118		
5		永代宛地証券	追分岩屋川東	福瀬	小川孫一	M118			
6		永代宛地証券	国見	福瀬	小川孫一	M118			
447	1	永代宛地証券	甲斐庄谷	北田中村	出合治平	M118	端裏「七通 北田村」とあり	↓	
	2	永代宛地証券	塩降谷口請原	北田中村	納家勘七ほか	M118	[19] から接続		
	3	永代宛地証券	清水	大野	上阪金十郎	M118			
	4	永代宛地証券	丸山井甲斐庄谷	北田中村	納家光太郎	M118			
	5	永代宛地証券	(記載なし)	北田中村	藤原保次郎	M118			
	6	永代宛地証券	推出原	北田中村	納家伊三郎	M118			
	7	永代宛地証券	鬼火谷	北田中村	壺井健吾ほか	M118	壺井健吾・城前彦五郎・片山源四郎・横山宗二郎・出合久造		
449	1	永代宛地証券	大畑	南面利	大谷長十郎ほか	M118	449は紐で一括	↓	
	2	永代宛地証券	国見	南面利	大谷長十郎	M118			
	3	永代宛地証券	大畑	南面利	井上十一郎	M118	端裏「四通 南面利村」とあり		
450	永代宛地証券		見明三入山	和田	荒木吉次郎	*	年考の記載はないが、378-1と対応	↓	
	451	1	永代宛地証券	サツヤノ又ハ釜ノ谷ト云	三林	辻林欽一郎	M131		証券界紙。
		2	永代宛地証券	釜ノ谷	三林	辻林欽逸郎	M1311		界紙
		3	永代宛地証券	兜卒表	三林	辻林潤一郎	M118		
		4	永代宛地証券	杉かたわ	三林	辻林潤一郎	M118		
5	永代宛地証券	土辺ヶ原	三林	辻林潤一郎	M118	端裏「四通 辻林」とあり			

〔和泉市史紀要第6集 槇尾山施福寺の歴史的综合調査研究〕(2001年)所収の施福寺所蔵文書目録から該当する文書を抽出して作成。すべて「鐘巻箱1」に収納されていた文書である。

以上が「永代宛地証券」群（関連史料も含む）の概観である。ここに示した三つの年代に続き、一八八四年（明治一七）に永代宛地契約の再編に伴い、施福寺は「小作証文之事」と題する文書群を作成する（第五節）。これらを「八四証文」と呼ぶ。以下の検討では、山林永代宛地契約のうち七六証券と七八証券、および八四証文へと年代を追って継続性が確認できる契約の一件をサンプルとして取り上げる。年代順では史料3（七六年）↓史料1（七八年）↓史料7（八四年）となる。検討にあたり、以下に明らかにするように永代宛地契約における請主の義務である「毛代金」支払いと毎年の「宛米」納入（いずれかの時点で「宛金」に改められる）の二要件を備え、永代宛地契約がその要件を整えたと考えられる七八証券を軸として議論を進めていく。

二 永代宛地契約の展開 ―七八証券を軸とした検討―

(1) 一八七八年（明治一一）永代宛地契約の内容

史料1は七八証券の一点である。史料には貼り紙による修正が数ヶ所にわたって施されている。ここでは、貼り紙の下の文言を証券作成当初の記載内容と仮定し、これに沿って解釈を進めていく（図1も参照）。

【史料1】

永代宛地証券

〔A〕字大谷原

東小野田村小野林永蔵宛峯尾限り

一、山反別老町七畝九歩

四方際目 西八川限り

北八同村甚三郎宛地限り也

〔B〕印紙 此毛代金五円五拾銭請取候也

此宛米九升壹合

但し御改正毎二相改メ 百事至当ニ割賦可致事

〔C〕右者榎尾山施福寺所有地ニ候処、従前之由縁ヲ以其元へ永代宛地致候処実正也、然ル上者其元之勝手ニ支配可有之候、尤宛米之儀者前頭之通百事至当ニ割賦シテ毎年十一月廿日限り聊無滞差出有之致候、若期限ニ少シニ而も淹滞スルニ於而者、毛上有姿之俣地所可請取相對ニ相違無之候、尚亦地所戻し度節者何時ニ而茂宛米皆済之上、毛上伐木いたし候テ、地所請取可申候、右地所ニ付当山者勿論、他ニ何等之差構毛頭無之候、依而山地永代宛確証如件

〔D〕明治拾壹年八月

中之坊

智積院

靈山院

小野田村 村田喜蔵 殿

前書之通相違無之、依而奥印候也

該区 副戸長 岡彦太郎（印）

荒木吉治郎（印）

沢三作（印）

〔A〕山林の表示

七八証券は、字（所在地）・反別（面積）・四方際目（空間を区切



〔A〕 字大谷原
 一、山反別吉町七畝九歩 四方際目
 東八小野田村小野林
 永威宛峯尾限り
 西八川限り
 北八同村基三郎宛地限り也

〔B〕 印紙 此毛代金五円五拾銭請取候也
 此宛金四拾銭貳厘 ※1
 但し御改正每二相改×百事
 至当二割賦可致事

〔C〕 右者榎尾山施福寺所有地二候処、従前之由縁ヲ以其元へ
 永代宛地致候処美正也。然ル上者其元之勝手ニ支配可有之候、
 尤宛金之儀者前頭之通百事至当二割賦シテ毎年十一月
 廿日限り、聊無滞差出有之致候、若期限二少シニ而も淹滞又ル二
 於而者、毛上有姿之俣地所可請取相对二相違無之候、尚亦地
 所戻し度節者何時二而茂宛金皆済之上、毛上伐木いたし候示、
 地所請取可申候、右地所二付当山者勿論、他二何等之差
 構毛頭無之候、依而山地永代宛地確証如件

〔D〕 明治拾壹年八月
 榎尾山施福寺無任ニ付代理 ※2
 中之坊住職 上杉泰賢 (印)
 願積院住職 森嶋常庵 (印)
 靈山院住職 寺田孝寛 (印)

前書之通相違無之、依而奥印候也
 ※3 岡村 神倉藤太郎殿

該区 副戸長 岡彦太郎 (印)
 荒木吉治郎 (印)
 沢 三 作 (印)

〔施福寺所蔵文書 鐘樓箱 1-4-19-34-2〕

※1 貼紙(点線)の下には「宛米九升言合」とあり。
 貼紙と本紙には上杉泰賢の印あり。
 ※2 作成者署名の位置に貼紙あり。貼紙の下には、「中之坊/智積院/靈山院」とあり。
 ※3 貼紙の下には「小野田村 村田善藏殿」とあり。

図1 永代宛地証券 (史料1)

る目印など)の三点にわたって、契約の対象となる山林を明示している。

「字」は、後に検討する表2によると、地租改正で土地一筆ごとに付与される字より下位にある地名(以下、便宜的に「小字」と呼ぶ)で、地域での慣習的な呼称である。したがって、小字と反別のセットにより示される山林は、地租改正で認定された施福寺所有山林(一六筆)の一筆をさらに分割したものである(以下では、地租改正で施福寺の所有権が認められた山林を筆で示し、永代宛地契約が取り結ばれる山林を「小区画」と表記する)。

「四方際目」は、一定の空間を区切る境界等を記す。これも慣習的な空間把握といえよう。「小野林永蔵宛」という文言は、何らかの宛地(小作)契約の存在を示している(後述)。

〔B〕 請主の義務

「毛代金」は、請主(村田喜蔵)が差し出した毛代金五円五〇銭を、宛主(地主施福寺)が受領したことを示す。「毛上」は地上の天産物等を指すが、本文の「伐木」という文言を考慮すると、立木が含まれる(または立木を指す)と考えられる。つまりこの契約において、請主は毛代金を差し出すことで、立木の所有権を施福寺から譲り渡されたのである。

「宛米」は、請主(村田)が施福寺に対して九升一合を毎年一月二〇日を期限として納付すべきことを示す。但し書きとして、今後「御改正」があった場合、宛主は宛米を見直し、適宜分割して賦課することが記される。ここには、今後の地租改正や地価修正が想

定されていると考えられる。原史料では、「宛米」に貼紙を施して「宛金」とし、金額を記す形に修正されている。宛米から宛金への修正が痕跡を留めているのであり、その意味については後に考察する。

〔C〕 宛地契約の本文

本文は、以下のように解釈できる。

「右は施福寺所有山林であるが、村田喜蔵に対して「従前の由縁」によって永代宛地とする。したがって、この山林は村田が自由に取扱い扱ってよい。宛米は適切に分割した上で毎年一月二〇日限りで遅滞なく差し出すこと。少しでも期限に遅れたならば、毛上はそのままに、施福寺が土地を取り上げる。村田が施福寺に土地を戻した場合は何時でも宛米を皆済して毛上を伐採した上で、施福寺が土地を受け取る。この土地に関し、施福寺はもちろん、他からのいかなる介入もない。」

〔D〕 作成年月、差し出しとあて先

明治十一年八月作成。近代に入り施福寺には住職が置かれることになったが、史料の作成時点では無住であった。そのため三子院の住職が代理として署名、捺印している。原史料では、この箇所には、元は子院名のみが記されていたところを貼紙で修正、住職の氏名が記されている。あて先には近世以来の村名と請主の氏名が記されている。

〔E〕 奥書き

奥書として、「該区」、すなわち和泉国第二大区三小区(施福寺の属する地方行政区画)の副戸長ら三名(他の証券によると荒木は副

戸長、沢は戸長である）が署名・捺印し、内容に間違いがないと保証している。

史料1は、永代宛地契約の対象とする山林を、所在地・面積・境界の三点によって明示した上で、宛主に対する請主の義務（毛代金の支払いと宛米の納付）を明記した証券である。この史料から読み取りうるのは、宛米（宛金）納付という条件を伴いながらも、請主は毛代金を施福寺に支払うことで、毛上（立木）を買い取ったということである。つまりここで毛上は、地盤から切り離された形で、その所有権の移動が行われているのである。このような永代宛地契約の歴史的性格を明らかにする上で、宛米が宛金に変更されることや小字・反別・四方際目による山林明示の手法が、地租改正とどのように関係しているかを解明することがポイントとなる。以下、これらの点に留意して永代宛地契約の全体像把握へと議論を進めていく。

（2）明治一〇年代における永代宛地契約の全体像

前項で検討した七八証券は、施福寺所蔵文書に五九点が確認できる。本項では、永代宛地契約の全体像を知りうる史料として一八八四年（明治一七）に施福寺が作成した「永代宛名寄帳」^①を検討する。この史料は、施福寺が所有山林の請主（小作人）ごとに永代宛山林を名寄せして書き上げた帳面である。

名寄帳の検討に入る前に、施福寺における地租改正の結果を確認

しておこう。地租改正は、一山寺院榎尾山施福寺の中枢を形作る中院内の官林編入と、その周辺に広がる山林五八七町七反一三歩の所有権獲得という結果を施福寺にもたらした。一八七七年（明治一〇）から七八年の作成と推定される地券書き換え願書（後述）^②や、七九年に堺県が作成した寺院明細帳^③には反別が三六・七町歩または三六・八町歩に揃えられ、字と地番が付与された山林一六筆が書き上げられている。一八八七年（明治二〇）頃に整備される土地台帳^④には、一筆ごとの地価と地租が明記されている。この山林一六筆が、明治一〇年代の施福寺所有山林（合計五八七町七反一三歩）である。ここで検討する名寄帳によると、永代宛地契約の全体像は施福寺所有山林一六筆（近世の朱印引外部空間に該当する）という枠組みの下で把握することができる（施福寺所有山林の一覧や空間配置については前掲註2の拙稿を参照）。つまり、施福寺による山林五八七町七反歩余の山林所有権確立が、永代宛地契約の前提であったことを確認しておきたい。

この地租改正の結果を踏まえて、以下では名寄帳を検討する。名寄帳をもとに、請主ごとの名寄せ記載を地番ごとに再整理した一覧が、表2の右半分である。

名寄帳は地番・字・小字・反別・四方際目によって山林を明示している。そこで、これらの契約一件ごとに永代宛地証券を突き合わせてみると、七八証券および八〇証券と名寄帳との対応関係が判明する（七六証券の位置付けについては後述）。契約一件ごとに該当する七八証券と八〇証券を、表2の左半分に表示した。

表2 「永代宛地証券」(1878年・80年)と「永代宛名寄帳」(1884年)の対応関係

地番	字	小字	証券 *1	永代宛地証券 (1878年/80年)					永代宛名寄帳 (1884年)										
				反別 (反)	四方隣目	毛代金 (円)*2	宛米 (石)	宛金 (円)	請主	反別 (反)	四方隣目	小作金 (円)	小作米 (石)	小作人	小作 証文				
01	本谷川西	見砂	78 証券	11.50	東は仏並村東□宛地限り/西は坪井宛地限り/南は川限り/北は尾限り	5.700	0.09750	0.4314	下宮	葛城藤太郎	11.50	東は大畑々宛地限り/西は坪井宛地限り/南は川限り/北は尾限り	0.0860	0.04570	下宮	葛城藤太郎	×		
																		0.496	0.00848
		見砂	78 なし										14.40	(記載なし)	0.1080	0.05760	下宮	葛城藤太郎	×
		サシヤガマ (釜ノ谷)	80 証券 -b	9.77	東は仏並村伊入持山尾限り/南は峯背防境なり/西は谷防限り中央より上エ尾限り/北は谷川防限り	記載なし	記載なし	0.3660	三林	辻林欽一郎	26.88	東は仏並村池辺力松持限り/西は谷子じ限り中央より□□限り/南は峯背子じ境なり/北は谷川子じ限り	0.2020	0.10730	三林	辻林欽一郎	○		
																		10.000	0.16250
		なき尾	76【41】 → 78 証券	19.16	東北は谷限り/南は尾限り/西は坪井村福永平治郎宛地限り也	5.700	0.09750	記載なし	小野田	岩間政吉	19.16	東北は尾限り/南は尾限り/西は坪井村元福永平治郎宛地限り	0.1440	0.07650	小野田	岩間政吉	○		
																		0.522	0.00848
		けんみやう (茶畑)	78 証券	11.50	東南は峯尾限り/西は川限り/北は小野田村徳平宛地限り也	5.700	0.09750	記載なし	国分	田中惣五郎	11.50	東は峯尾限り/西は川限り/南は峯尾限り/北は小野田村徳平宛地限り	0.0860	0.04570	仏並	記載なし	○		
																		0.496	0.00848
(記載なし)	78 証券	9.20	南谷水流限り/北尾峯限り/西は坪井山限り/形子三角也	5.000	0.07800	0.3450	北田中	藤原保次郎	9.20	南は谷水流限り/北は尾岩松限り/西は坪井山限り/但し三角なり	0.0690	0.03650	北田中	藤原安治郎	○				
																0.544	0.00848	0.0375	0.0075
見砂三人山	80 証券 -d	26.88	東は小野田村岩間久太郎請地の谷防境なり/南は峯背防境なり/西は境界松見通し仏並村田村元十郎並同村池辺伊三郎清山の邊なり/北は川井山に之れある杉東の本境なり	記載なし	記載なし	記載なし	和田	荒大吉次郎	26.88	東小野田村岩間政吉宛地限り尾子じ境なり/南は峯背防境なり/西は境界松見通し仏並村田村元十郎ならびに同村池辺伊三郎受山限り/北は川ならびに仏並村田村元十郎受山際目ノ内有之西杉本境ナリ	0.2030	0.10730	三林	荒大吉次郎	○				
																—	—	—	0.0075
十五丁口 *3	78 請 証券① 78 証券	30.66	東は尾限り/下宮村前田宗平宛地限り/西は川限り/南は小野田村仲谷藤太郎宛地限り/北は川限り也	15.400	0.26000	1.1500	九鬼	葛城源衛	30.66	東は峯尾下宮村前田宗平宛地限り/西は川限り/南は小野田村仲谷藤太郎宛地限り/北は川限り	0.2310	0.12250	小野田	岩間政吉	○				
																0.502	0.00848	0.0375	0.0075
十五町奥	78 請 証券②	60.68	東は川限り/西は峯尾側河山限り/南は尾際目松限り/北は九鬼村長尾藤三郎請地限り也	記載なし	0.51460	2.2766	九鬼	葛城藤五郎	62.35	(記載なし)	0.4689	0.24830	九鬼	葛城藤五郎	×				
																—	0.00848	0.0375	0.0075

近代移行期の泉州榎尾山施福寺所有山林における永代宛地契約

地番	字	小字	証券 *1	永代宛地証券 (1878年/80年)					永代宛名簿帳 (1884年)																																																																																																																																									
				反別 (反)	四方際目	毛代金 (円)*2	宛米 (石)	宛金 (円)	請主	反別 (反)	四方際目	小作金 (円)	小作米 (石)	小作人	小作 証文																																																																																																																																			
02	本谷拾五 丁川西	拾五丁井戸谷	78 請 証券 ④	6068	東はツエノ尾限り/西は尾 ヨリ川へ見通し/南は峯尾 側河川限り/北は九鬼村長 尾藤三郎宛地限り也	記載なし	051460	22770	九鬼	池辺林治	6068	東はツエノ尾限り/西は尾 ヨリ川へ見通し/南は峯尾 側河川限り/北は九鬼村長 尾藤三郎宛地限り	04560	024250	九鬼	池辺林治	×																																																																																																																																	
																			78 請 証券 ⑩	958	東は川限り/西北は坪井村 野山限り/南は仏並村平九 郎宛地限り也	記載なし	008130	03589	九鬼	池辺基平	958	東は川限り/西北は坪井村 野山限り/南は仏並村平九 郎宛地限りなり	00720	003810	九鬼	池辺基平	×																																																																																																																	
																																			78 請 証券 ⑪	843	南西川限り/東北道限り也	記載なし	007150	03160	九鬼	久保丹六	843	南西は川限り/東北は谷限 り	00630	003360	九鬼	久保丹六	×																																																																																																	
																																																			78 請 証券 ⑬	843	南川限り/上三角は寺中持 山限り也	記載なし	007150	03160	九鬼	葛城藤五郎	843	南は川限り/上三角/寺中持 山限り	00630	003360	九鬼	葛城藤五郎	×																																																																																	
																																																																			76 [25] → 78 証券	9841	東は谷川限り/西は峯尾限 り/南は鳥のとまり山今/ 北は仏並村伊三郎宛地限 り也	50000	083460	36820	小野田	岩間政吉	9841	東は谷川限り/西は峯尾限 り/南は鳥のとまり山限 り/北は仏並村元伊三郎宛 地限り	07400	039360	小野田	岩間政吉	○																																																																	
																																																																																			76 [29] → 78 証券	5810	東は尾限り/西は九鬼村長 尾藤三郎宛地限り/北は仏 並村伊作宛地限り也	30000	049270	21890	小野田	西川清三郎	5810	東尾限り/西南は九鬼村長 尾藤三郎宛地限り/北は仏 並村伊作宛地限り	04370	023210	小野田	西川安松	○																																																	
																																																																																																			76 [30] → 78 証券	4767	東は尾限り/西は川限り/ 南は仏並村伊作宛地限り/ 西は九鬼村葛城藤三郎宛地限 り也	21000	040430	17880	小野田	仲谷勝太郎	4767	東は尾限り/西は川限り/ 南は仏並村伊作宛地限り/ 北は九鬼村源徳宛地限り	03590	019050	小野田	仲谷勝太郎	○																																	
																																																																																																																			78 証券 ③	6068	東は尾より川へ見通し/西 尾藤三郎河川限り/北は尾 藤三郎目松より川へ見通し也	記載なし	051460	22766	九鬼	池辺基平	5900	東は尾より川見通し/南西 は峯側河川限り/北は尾藤 三郎目松よりした道限り	04440	023600	九鬼	池辺基平	×																	
																																																																																																																																			78 証券 ⑤	4683	東は川限り/西は峯尾限 り/南は九鬼村葛城藤五郎 側河川限り/北は小野田村岩 間政吉側地限り也	記載なし	039720	17570	九鬼	長尾藤三郎	4683	東は川限り/西は峯尾限 り/南は九鬼村葛城藤五郎 側地限り/北は小野田村岩 間政吉側地限り	03520	018720	九鬼	長尾藤三郎	×	

地番	字	小字	証券 * 1	永代宛地証券 (1878年 / 80年)						永代宛名寄帳 (1884年)							
				反別 (反)	四方際目	毛代金 (円) * 2	宛米 (石)	宛金 (円)	請主	反別 (反)	四方際目	小作金 (円)	小作米 (石)	小作人	小作 証文		
03	拾五丁 川東	清水瀬之下	78 請 証券 ⑨	42.16	東は東尾道限りならびに 十五丁峯限り / 西北側河原 地限り / 南は柳河上坂金十 郎請地限り但し、両原共也	記載なし	0.35750	1.5820	九鬼	長尾藤三郎	42.16	東は東尾道限りならびに十五 丁峯限り / 西北は柳河谷限 り / 南は上坂金十郎宛地限 り、ただし、両原共	0.3170	0.16850	九鬼	長尾藤三郎	×
		橋ヶ谷	78 請 証券 ⑩	4.60	西尾限り / 南東北は寺中持 山限り也	記載なし	0.03900	0.1730	九鬼	葛城藤五郎	4.60	西は尾限り / 南東北は寺中 持山限り	0.0350	0.01340	九鬼	葛城藤五郎	×
		一ノ瀬	78 請 証券 ⑮	144.09	南大峯限り / 東境山限り / 西北は小野田村九鬼村野山 限り	記載なし	1.22000	5.4060	九鬼	池辺基平 長尾藤三郎 外 12名	144.09	南は大峰限り / 東境山川限 り / 西北は小野田村九鬼村 野山限り	1.0840	0.57610	九鬼	池辺基平 長尾藤三郎 外 12名	×
04	根菜谷 川西	根菜谷	78 証券	26.83	東は観音院古畑石垣限り / 南は安養院古畑石垣限り / 上 / 切東は本道限り、下 / 切は川限り / 西原九郎門通 りナリ / 上ミは□□安養 院地限り也	0.503	0.00848	0.0375	北田中	新家勘七 新家勘三郎	26.83	東は東道限り / 下 / 切は川 限り / 西原九尺通りばかり 上は原□ヨリ安養院境山限 り / 南は安養院古畑石垣限 り / 北は観音院古畑石垣限 りナリ	0.0075	0.00400	北田中 他	新家伊三郎	×
		根菜谷口長畑 □	78 なし								9.20	東は川限り / 西は尾限り / 南は寺中持山限り / 北は寺 中持山限り	0.0690	0.03650	下宮	前田宗平	○
05	仙ヶ嶽 灘ヶ谷	根菜谷日本原	76 請 証券 ⑯	26.06	東大岩松限り / 西は谷川よ り釣鐘松へ見通し限り / 南 は横手限り / 北は川限り也	記載なし	0.22100	0.9780	九鬼	長尾藤三郎	26.06	東は大岩松限り / 西は谷川 ヨリ釣鐘松へ見通し / 南は 横手限り / 北は川限り	0.1960	0.10410	九鬼	長尾藤三郎	×
		76【20】 → 78 なし									26.83	東は尾尾道 3丁1まかり手前 まで / 西は釣鐘松ヨリ 3丁 目小谷見通し□□ナリ / 形三角	0.2020	0.10720	北田中 森六次郎	出合富与茂 森六次郎	○

近代移行期の泉州榎尾山施福寺所有山林における永代売地契約

地番	字	小字	証券 *1	永代売地証券 (1878年/80年)						永代売名寄帳 (1884年)																																					
				反別 (反)	四方隣目	毛代金 (円)*2	宛米 (石)	宛金 (円)	請主	反別 (反)	四方隣目	小作金 (円)	小作米 (石)	小作人	小作 証文																																
07	清水	清水	78 請 証券 78証券 好記あり	383.23	東は忍乳道尾限り/西は大野村の内瀬河山尾限り/南は同村山井瀬之畑村口山尾限り/北は寅尾道筋券約鎌松ヨリ見下し、下モは丸尾村長尾茂三郎宛地見通し川水流限り、尚赤原目筋古松瀧之阿原森古木は榎尾山支配にこれあるべき也	200.000	3.25000	14.3740	大野	上坂金十郎	383.09	東は順乳道尾限り/西は大野村のうち瀬河山尾限り/南は同村山ならびに瀧の畑持山尾限り/北は虎尾道すし券約鎌松ヨリ見下し、下モは丸尾村長尾茂三郎宛山見通し川水流限り/尚赤原目すじ古松ならびに瀧の阿原口森古木は榎尾山施福寺支配にあるべきなり	0.522	0.00848	0.0375	善正	岸脇善三郎 藤原良三郎	2.8810	1.53210	大野	上坂徳太郎	0.0075	0.00400	善正	上野与八郎	0.0075	0.00960	0.00400	福瀬	○																	
																															21.08	東は大川限り/西は榎尾山寺中持山横原目/南は寺中持山限り/北は岸脇善三郎宛地限り	10.500	0.17880	0.8170	善正	岸脇善三郎 藤原良三郎	0.498	0.00848	0.0388	善正	岸脇善三郎 藤原良三郎	0.1090	0.05770	善正	上野嘉市	○
																															14.49	東は上野与八郎宛地限り/西は福瀬村小川孫一宛地限り/南は釜尾限り/北は谷水流限り也	7.500	0.12300	0.5440	善正	上野惣治	14.49	東は上野与八郎宛地限り/西は福瀬村小川孫市宛地限り/南は釜尾限り/北は谷水流限り	0.1090	0.05770	善正	上野嘉市	○			
																															14.49	東は上野与八郎宛地限り/西は谷限り/南は上野惣治宛地限り/北は上井戸/谷限り/下は北田中村宛地際目松限り也	7.500	0.12300	0.5440	善正	上野与八郎	14.49	東は上野与八郎宛地限り/西は谷限り/南は上野惣治宛地限り/北は上井戸/谷限り/下は北田中村宛地境目松限り	0.1090	0.05770	善正	上野与八郎	○			
																															22.99	東は上野与八郎宛地限り/西は谷限り/南は上野惣治宛地限り/北は上井戸/谷限り/下は北田中村宛地際目松限り也	11.500	0.19500	0.8630	善正	上野与八郎	22.99	東は釜水流限り/西は谷限り/南は上野惣治宛地尾限り/北は上井戸/谷限り/下は北田中村宛地境目松限り	0.1730	0.09170	善正	上野与八郎	○			
																															6.00	東は上野与八郎宛地限り/西は谷限り/南は上野惣治宛地限り/北は谷限り也	3.000	0.05100	0.2250	善正	上野与八郎	6.00	東は尾限り/西南は川限り/北は谷限り	0.0450	0.02370	善正	上野与八郎	○			
																															78 証券	東河内国境限り/西は大川限り/南は五味坂釜尾限り/北は釜尾限り也	40.000	0.66900	2.9600	福瀬	小川孫一 天福佐市	78.87	東は河内国境限り/西は大川限り/南は五味坂釜尾限り/北は釜尾限り	0.5930	0.21330	福瀬	天福柳造	○			
																															78 証券	東は大川限り/西は寺中持山限り/南は小谷限り/北は惣山限り也	7.100	0.12020	0.5320	福瀬	小川孫一	14.18	東は大川限り/西は寺中持山限り/南は小谷限り/北は惣山限り	0.1070	0.05650	福瀬	小川孫市	○			
																															78 証券	東は善正村宛地限り/西は大川限り/南は五味坂釜尾通し/北は塩降川谷限り也	12.500	0.21120	0.9350	福瀬	小川孫一	24.91	東は善正村宛地限り/西は大川限り/南は五味坂釜尾通し/北は塩降川谷限り	0.0750	0.00399	福瀬	小川孫市	○			
																															78 証券	東は善正村宛地限り/西は大川限り/南は五味坂釜尾通し/北は塩降川谷限り也	24.91	0.00848	0.0375	福瀬	小川孫一	24.91	東は善正村宛地限り/西は大川限り/南は五味坂釜尾通し/北は塩降川谷限り	0.0075	0.00400	福瀬	小川孫市	○			

地番	字	証券 * 1	永代宛地証券 (1878年/80年)						永代宛名寄帳 (1884年)								
			反別 (反)	四方際目	毛代金 (円) * 2	宛米 (石)	宛金 (円)	請主	反別 (反)	四方際目	小作金 (円)	小作米 (石)	小作人	小作 証文			
10	シノ原	甲斐庄谷	3104	東南は谷限り/西は光太郎 宛地限り/北は峯限り也	15,500	0.26530	1,1640	北田中	辻嘉八	3104	東南は谷限り/西は新家光 太郎宛地限り/北は峯限り	0.2330	0.12400	北田中	辻嘉八	○	
			3357	東は峯限り/南は丸山尾限 り/西は川限り/北は光太 郎宛地限り也	17,000	0.28470	—	北田中	出合治平	3357	東は峯限り/西は川限り/ 南は丸山尾限り/北は新家 光太郎宛地限り	0.2520	0.13410	北田中	葛城治平	○	
		丸山 井 甲斐庄谷	6507	字丸山東南は志で原山限 り/西川限り/北は甲斐庄 尾限り/甲斐庄志ヶ所は東 は峯限り/南は治平宛地限 り/西は谷限り/亦志ヶ所 は東は喜八宛山限/南は川 谷限り/西は五味坂福瀬村 小川氏宛地限り/北は尾限 り也	—	0.00848	—	北田中	新家光太郎	6507	《字丸山》東南は推出原山 限り/西川限り/北は甲斐 庄谷限り/一ヶ所は東は峯 限り/南は治平宛地限り/ 西北は谷限り/《字甲斐庄》 一ヶ所は東は喜八宛地限 り/南は川谷限り/西は五 味坂福瀬村小川孫市宛地限 り/北は尾限り	0.4890	0.26010	北田中	新家光太郎	○	
			8142	東は河内国界/西は川限/ 南は寺中持山限り、際□々 々尾見通し/北は丸山木下 々より峯へ見通し也	40,500	0.69500	3,0548	北田中	新家伊三郎	8142	東は河内国境/西は大川限 り/南は寺中持山限り際尾 見通し/北は丸山東道ヨリ 峯へ見通し	0.6120	0.32580	北田中	新家伊三郎	×	
		井戸谷	6641	東は七郷山限り/西は大峠 井南面利村井上十一郎宛地 限り/南は北田中村宛地尾 限り/北は谷向心尾限り	33,200	0.56330	2,4920	河内国 天野山 教次人 南面利	小林道造	6641	東は七郷山限り/西は大峠 井上十一郎宛地限り/南 は谷峯尾限り/北は峯尾限 り	0.4990	0.26560	善正	井上徳次郎	○	
			2379	東は小野田村宛地峯尾見通 し/西大川限り/南は塩降 辻ヨリ尾見通し松印/北は 右大峠より峯尾見通し限り 也	12,000	0.20180	0.8830	福瀬	小川孫一	2379	東は北田中村宛地峯尾見通 し限り/西は大川限り/南 は塩降辻ヶ尾見通し松印/ 北は大峠森ヶ尾峯見通し限 り也	0.1790	0.09490	福瀬	小川孫市	○	
		川東国見	国見	78 証券	2379	5,500	0.09100	4,6462	南面利	壺井健吾 壺井源吾 城前彦五郎 片山源四郎 藤原保二郎 横山宗二郎 出合入造	10773	東北は尾限り/南は谷限 り/西は茶畑の草場限り	0.0810	0.04280	南面利	井上十一郎	×
		大畑 (茶畑)	78 証券	10773	78 証券	12383	0.501	0.00848	0.0375	北田中	壺井健吾 壺井源吾 城前彦五郎 片山源四郎 藤原保二郎 横山宗二郎 出合入造	12383	0.0075	0.00400	北田中	壺井源吾 外六名	○

近代移行期の泉州槇尾山施福寺所有山林における永代宛地契約

地番	字	小字	証券 * 1	永代宛地証券 (1878年 / 80年)						永代宛名寄帳 (1884年)									
				反別 (反)	四方際目	毛代金 (円) * 2	宛米 (石)	宛金 (円)	請主	反別 (反)	四方際目	小作金 (円)	小作米 (石)	小作人	小作 証文				
16	川東園見	園見	78 なし																
		園見	78 なし																
		塩降谷口請原	76 [19] → 78 証券	59.78	東谷繼 1 松へ見通、善正 請道西極荒の辻尾口上へ見 通す、これより鬼灯谷峯へ 見通し / 南谷限り / 北鬼火 谷井戸 / 谷尾限り	30.000	0.50700	2.2500	北田中 新家勘七 新家吉太郎 出合富与茂	59.78	東は東道限り / 下 / 切は川 限り / 西原九尺通りばかり 上は原口ヨリ安養院限り / 南は安養院古畑石垣限りな り	0.4500	0.23890	北田中 新家勘太郎 新家吉次郎 出合富与茂				○	
		大畑 (茶畑)	78 証券	5.36	東南北は道限り / 西は川限 り也	1.866	0.00848	0.0412	南面利 井上十一郎	5.36	東南北は道限り / 西は川限 り	0.0400	0.02130	南面利 井上十一郎				×	
16 ・ 17	川東園見 ・ 布引	大畑 (茶畑)	78 証券	31.81	東は茶畑より 12 間草場付 / 西南は川限り / 北は瀬限り	16.000	0.26980	1.1630	南面利 大谷長十郎 外 4 人中	31.81	東は茶畑ヨリ十二間草場限 り / 西南は川限り / 北は瀬 限り	0.2390	0.12720	南面利 大谷彦太郎			×		
		大畑 (茶畑)	78 なし																
		大畑 (茶畑)	78 なし																
23	岩屋谷 川西	ボツズノコ より純谷	78 証券	74.53	東は大川限り / 西は峯尾限 り / 南は岡村宛地尾限り / 北は善正村上野与八郎宛地 限り也	37.500	0.63210	2.7960	善正 岸脇三郎平	74.53	東は大川限り / 西は峯尾限 り / 南は岡村宛地尾限り / 北は善正村上野与八郎宛地 尾限り	0.5600	0.29860	善正 岸脇三郎平			○		
		ボツズノコ 札場	78 証券	22.99	東は川限り / 西は峯水流限 り / 南は岸脇三郎平宛地尾 限り / 北は善正村額限り也	10.750	0.119500	0.8630	善正 上野与八郎	22.90	東は川限り / 西は峯水流限 り / 南は岸脇三郎平宛地尾 限り / 北は善正村額限り	0.1730	0.09170	善正 上野与八郎			○		

地番	字	小字	証券 *1	永代宛地証券 (1878年/80年)						永代宛名寄帳 (1884年)																																																																																																																																									
				反別 (反)	四方隣目	毛代金 (円)*2	宛米 (石)	宛金 (円)	請主	反別 (反)	四方隣目	小作金 (円)	小作米 (石)	小作人	小作 証文																																																																																																																																				
23 岩屋谷 川西	唐戸谷	78 証券	7205	東は善正村宛山限り/西は小野田村宛山道限り見通し/南は唐戸谷岡村宛尾限り/北は岡・九鬼野山限り	36,000	0,61100	2,7032	岡	神倉藤太郎 神倉宇八 藤原久米治 神倉久太郎 藤原弥五郎 葛城二十郎 葛城良次郎 田中喜三次郎 笹井幾太郎 神倉佐太郎 仲藤太郎	7205	東は善正村宛山限り/西は小野田村宛山道限り、北小見通し/南は唐戸谷岡村宛地尾限り/北は岡村九鬼野山限り	0,500	0,00848	0,0375	岡	0,5420	0,28810	神倉藤太郎	○																																																																																																																																
																				唐戸谷	78 証券	4208	東は岡村弥五郎宛山限り/西は同人宛山小谷分東へ見通し/南は谷限り/北は小野田村宛山峯限り也	21,000	0,35690	1,5727	岡	神倉藤太郎	4208	東は岡村楠三郎宛山限り/西は同人宛山小谷分東へ見通し/南は谷限り/北は小野田村宛山峯限り	0,3160	0,16810	岡	神倉藤太郎	○																																																																																																																
																																				唐戸谷	78 証券	1403	東は岡村久太郎宛山限り/西は同村弥五郎宛山限り/南は谷限り/北は岡村宛山道限り也	7,000	0,11900	0,5265	岡	神倉藤太郎	1403	東は神倉久太郎宛山限り/西は藤原角太郎宛山限り/南は尾限り/北は岡村宛山道限り/善正村宛山尾限り	0,1060	0,05600	岡	神倉藤太郎	○																																																																																																
																																																				唐戸谷	78 証券	1403	東は岡村久太郎宛山限り/西は同村弥五郎宛山限り/南は谷限り/北は岡村宛山道限り也	7,000	0,11900	0,5065	岡	神倉藤太郎	1403	東は神倉久太郎宛山限り/西は藤原角太郎宛山限り/南は尾限り/北は岡村宛山道限り/善正村宛山尾限り	0,1060	0,05600	岡	神倉藤太郎	○																																																																																
																																																																				唐戸谷	78 証券	789	東北は大川橋詰より善正村宛見通し/西は岡村神倉佐太郎宛山限り/南は谷限り也	4,000	0,06700	0,2961	岡	神倉久太郎	789	東北は大川橋詰ヨリ善正村宛地尾見通し限り/西は岡村神倉藤太郎宛地限り/南は谷限り	0,0590	0,03130	岡	神倉佐十郎	○																																																																
																																																																																				唐戸谷	78 証券	1403	東西は岡村神倉佐太郎宛山限り/南は谷限り/北は岡村宛山限り也	7,000	0,11900	0,5265	岡	藤原弥五郎	1403	東西は岡村神倉藤太郎宛地限り/南は谷限り/北は岡村宛地限り	0,1060	0,05600	岡	藤原彌三郎	○																																																
																																																																																																				唐戸谷	78 証券	1403	東は岡村神倉佐太郎宛山小谷より東へ見通し/西は鶴尾山寺中野山限り/南は谷限り/北は小野田村宛山峯限り也	7,000	0,11900	0,5265	岡	藤原弥五郎	1403	東は岡村神倉藤太郎宛山小谷ヨリ東へ見通し/西は寺中野山限り/南は谷限り/北は小野田村宛山峯限りなり	0,1060	0,05600	岡	藤原彌三郎	○																																
																																																																																																																				唐戸谷	78 証券	759	東は岡村神倉佐太郎宛山限り/西も同人宛山限り/北は岡村宛山限り	4,000	0,06440	0,2820	岡	藤原弥五郎	759	東は神倉藤太郎宛山限り/西は同人宛山限り/北は岡村宛地道限り	0,0570	0,03010	岡	藤原彌三郎	○																
																																																																																																																																				唐戸谷	78 証券	759	東は岡村神倉佐太郎宛山限り/西も同人宛山限り	0,527	0,00848	0,0372	岡	藤原弥五郎	759	東は神倉藤太郎宛山限り/西は同人宛山限り	0,0075	0,00397	岡	藤原彌三郎	○

近代移行期の泉州槇尾山施福寺所有山林における永代宛地契約

地番	字	小字	証券 *1	永代宛地証券 (1878年/80年)					永代宛名高帳 (1884年)								
				反別 (反)	四方際目	毛代金 (円)*2	宛米 (石)	宛金 (円)	請主	反別 (反)	四方際目	小作金 (円)	小作米 (石)	小作人	小作 証文		
24	大鳴川西	猿ヶ岩ヨリ猿岩迄	78証券	69.75	東は大川限り/南は寺中持山尾限り并ニ上は福瀬村小川孫市宛地限り/西は小川孫市宛地限り中筋通横手限り/北は猿ヶ岩台谷水流/上は大岩限りより同村岸脇楠三郎辻野治安宛地限り也	45000	0.59100	2.6170	善正	岸脇楠太郎	69.75	東は大川限り/西は横手限り/南は寺中持尾水流限り并ニ小川孫市宛地際面松見通し/北は猿ヶ岩台谷水流限り見通し限り	0.5240	0.27890	善正	岸脇楠太郎	○
		猿岩ヨリ大鳴迄	78証券	29.89	東は大川限り/西は尾水流限り/南は岸脇楠太郎宛地谷水流/上岩限り/北は大鳴祭寺中持山限り也	15000	0.25350	1.1210	善正	岸脇楠三郎 辻野治安	13.89	東は大川限り/西は峯尾限り/南は岸脇楠三郎受山限り/北は大鳴寺中口限り	0.1040	0.05530	善正	辻野治安	×
		宇谷	78証券	25.29	南は峯尾限り/西は横手限り/北は善正村岸脇宛地限り/東は同人宛地限り	75000	0.21450	0.9490	福瀬	小川孫一	25.29	東は岸脇受際面松見通し限り/西は横手限り/南は尾井上持限り/北は岸脇受際限り	0.1900	0.10090	福瀬	小川孫市	○
		宇谷脇請	80証券 -a	9.00	東は横手限り/西は峯水流限り/南は尾水流蓮華院持山限り/北は岸脇宛地境より中央西/峯へ見通し	25000	記載なし	0.3380	福瀬	小川孫市	9.00	東は横手限り/西は峯水流限り/南は奥蓮花院持山限り/北は寺中持山限り	0.0680	0.03600	福瀬	小川孫市	○
		杉がたわ	78請 証券 ⑧	26.83	東は谷限り/西は尾際目/南は横手ならびに黒石村宛地限り/北は尾際目松上下へ見通し限り也	記載なし	0.22750	1.0070	九鬼	長尾兼三郎	26.83	東は谷限り/西は尾限り/南は横手并に黒石村宛地限り/北は尾際目松上下へ見通し限り	0.2020	0.10720	九鬼	長尾兼三郎	×
杉がたわ	78請 証券 対比あり	5.75	東は寺中柴山限り/西は平谷限り/南は峯尾限り/北は谷限り也	3000	0.04880	0.2160	三林	辻林剛一郎	5.75	東は寺中柴山限り/西は平谷限り/南は峯尾限り/北は尾限り	0.0430	0.02290	三林	辻林剛一郎	○		
																0.522	0.00849
杉がたわ	78なし								3.83	東は道限り/西は口森限り/南は尾限り/北は長尾儀三郎宛山限り	0.0290	0.01520	九鬼	長尾兼三郎	×		
																0.0076	0.00397
猿ヶ岩	78なし								5.36	西南は口森限り/東は尾限り/北は元受山地限り	0.0400	0.02130	九鬼	長尾兼三郎	×		
																0.0075	0.00397
猿ヶ岩	78なし								16.00	東は谷限り/西は峯尾水流限り/南は猿ヶ岩松限り/北は辻野治安受山限り	0.1230	0.06530	善正	岸脇楠三郎	○		
																0.0075	0.00398

地番	字	小字	証券 *1	永代宛地証券 (1878年/80年)					永代宛名寄帳 (1884年)									
				反別 (反)	四方際目	毛代金 (円)*2	宛米 (石)	宛金 (円)	請主	反別 (反)	四方際目	小作金 (円)	小作米 (石)	小作人	小作 証文			
24	犬鳴川西	長草□	78なし															
		長草□	78なし															
25	大谷深々 ワ	札場	78 請 証券 ⑫	27.59	東は峯尾限り/西川限り/ 南は小谷中道迄/向上は小 野田村永藏清地限り/北は 株杭上下へ見通し限り也	—	0.00848	1.0350	九鬼	池辺吉治郎	27.59	東は峯尾限り/西は川限 り/南は小谷中道迄、及上 は小野田村元永藏宛地限 り/北は株杭上下へ見通し 限り	0.0075	0.00400	九鬼	池辺吉三郎	×	
				76 [37] → 78 証券	29.89	東は九鬼長尾藤三郎宛山限 り/西は西川清三郎宛地限 り/南は川限り也	15.000	0.25360	1.1250	小野田	岩間致吉	29.89	東は九鬼村長尾藤三郎宛山 限り/西は西川安松宛地限 り/南は川限り	0.0075	0.00399	小野田	岩間致吉	○
		大谷	78 証券	15.33	東は川限り/北は寺中持限 り/南は寺中持山限り/西 尾限り也	7.500	0.13000	0.5752	下宮	葛城藤太郎	15.33	東北は谷川限り/南は寺中 持山限り/西は尾限り	0.0075	0.00399	下宮	葛城藤太郎	×	
		大谷	78 証券	26.83	東は五大尾限り/西は大道 限り/南は藤限り/北は峯 尾限り也/但し大谷口辻ヨ リ上へ見通し、下は寺中持 之	13.500	0.22750	1.0065	下宮	米本茂十郎	26.83	東は五大尾限り/西は大道 限り/南は藤限り/北は尾 限り	0.2020	0.10720	下宮	葛城藤太郎	×	
26	大谷	大谷岩尾	78 証券	76.65	東北尾限り/西は喜藏宛地 限り/南は仏並村文五郎宛 地限り也 *毛代金「四円」とあるが 誤りか	40.000	0.65000	2.8755	岡	神倉藤太郎	76.65	東北は尾限り/西は喜藏宛 地限り/南は仏並村文五郎 宛地限りなり	0.0075	0.00400	岡	神倉藤太郎	○	
		大谷原三ヶ道	78 証券	11.50	東は峯限り/西は谷限り/ 南は寺中北室院・観音院両 院の持山限り/北は寺中惣 山小谷限り	6.000	0.09750	0.4312	岡	神倉藤太郎	11.50	東北は谷限り/西南は寺中 持山限り	0.0075	0.00398	岡	神倉藤太郎	○	
		サソノヨ谷口	78 証券	7.66	東原道限り/西北は谷限 り/南は大道限り	4.000	0.06500	0.2880	小野田	小野村永藏	7.66	東原は尾限り/南は大道限 り/西北は谷限り	0.0580	0.03050	小野田	西川平治	○	
		ごとき	78 証券	15.33	東南は尾限り/西は仏並村 仁左衛門宛地限り/北は谷 限り也	7.500	0.13000	0.5750	小野田	西川平治	15.33	東南は尾限り/西は仏並村 元仁左衛門宛地限り/北は 谷限り	0.1150	0.06120	小野田	西川平治	○	

近代移行期の泉州榎尾山施福寺所有山林における永代宛地契約

地番	字	小字	証券 * 1	永代宛地証券 (1878 年 / 80 年)					永代宛名寄帳 (1884 年)					小作 証文																																
				反別 (反)	四方際目	毛代金 (円) * 2	宛米 (石)	宛金 (円)	請主	反別 (反)	四方際目	小作金 (円)	小作米 (石)		小作人																															
26	大谷	兜笠裏	78 請 証券 宛地あり	575	東は持光院山限り / 西は寺 中持山限り / 南は森なら びに観音院山限り / 北は横手 小道限り也	3000	0.04870	0.2150	三林	辻林潤一郎	575	東は持光院山限り / 西は寺 中持山限り / 南は森なら びに観音院山限り / 北は横手 小道限り	0.0430	0.02290	三林	辻林欽、澁郎	○																													
																		大谷原	78 請 証券 ⑦	60.55	東は尾限り / 西は小野田村 岩間政吉并小野林永藏附地 限り / 南は川谷限り / 北は 尾限り也	—	0.51350	2.2720	九鬼	長尾兼三郎	60.55	東は九鬼村藤五郎宛地限 り / 西は川限り / 南は寺中 持山限り / 北は谷限り	0.2590	0.13770	榎尾山	智積院	○													
																																		はじや谷	78 なし					神會藤太郎	19.93	東南は小野田村小野林永藏 ・喜藏・甚三郎宛地限り / 西北は九鬼村吉平宛地限り 也	0.0075	0.00399	神會藤太郎	○
大谷原	76 [31]	5.57	西は川限り / 南は同村喜藏 宛限り / 北は尾限り 形子 三角也	2.800	0.04550	0.2010	小野田	藤原甚三郎	5.57	西は川限り / 南は同村元喜 藏宛地限り / 北は尾限り、 たぐし三角	0.0400	0.02130	小野田	藤原甚三郎	○																															
																大谷原 * 4	76 [34]	10.73	東は小野田村小野林永藏宛 地限り / 西は川限り / 北 は同村甚三郎宛地限り也	5.500	0.09100	0.4020	岡	神會藤太郎	10.73	東南は小野林永藏宛地兼尾 限り / 西は川限り / 北は同 村甚三郎宛地限りなり	0.0810	0.04280	岡	神會藤太郎	○															
大谷	76 [36]	39.86	東は岩間政吉宛地限り / 西 南は川限り / 北は峯尾限り 也	20.000	0.33800	1.4950	小野田	西川清三郎	39.86	東は岩間政吉宛地限り / 西 南は川限り / 北は峯尾限り	0.3000	0.15930	小野田	西川安松	○																															
																大谷志うらの 谷	76 [38]	12.26	東は尾限り / 南 北は尾限 り / 西は川限り也	6.000	0.10400	0.4600	小野田	岩間政吉	12.26	東は九鬼村へ行く道ヨリ二 楯岩際横手北道通り / 西は 横手小道通り西の方にて小 道下り大杉木ヨリ下夕平腹 これ有り大楯木ヨリ下毛谷 川見通し / 南は右横手小道 限り / 北は九鬼村へ下る道 限ヨリ南西請原平谷限り	0.0920	0.04890	小野田	岩間政吉	○															
五六尾峯 ヨリ三折 谷	78 請 証券 宛地あり	15.33	東は九鬼村へ行く道へ二楯 岩際横手小道通り / 西は右 横手小道通り西の方にて小 道下り大杉木ヨリ下夕平腹 これ有り、大楯木経て下毛 谷川へ見通し / 南は右横手 小道限り / 北は九鬼村へ下 り道際へ南西請原平谷限り 也	8.000	0.13000	0.5752	三林	辻林潤一郎	15.33	東は九鬼村へ行く道ヨリ二 楯岩際横手北道通り / 西は 横手小道通り西の方にて小 道下り大杉木ヨリ下夕平腹 これ有り大楯木ヨリ下毛谷 川見通し / 南は右横手小道 限り / 北は九鬼村へ下る道 限ヨリ南西請原平谷限り	0.1150	0.06120	三林	辻林欽、澁郎	○																															

地番	字	小字	証券 * 1	永代宛地証券 (1878年/80年)						永代宛名寄帳 (1884年)						
				反別 (反)	四方際目	毛代金 (円) * 2	宛米 (石)	宛金 (円)	請主	反別 (反)	四方際目	小作金 (円)	小作米 (石)	小作人	小作 証文	
27	五六尾塚 ヨリ三橋 谷	札之本	78なし		南橋手小道より岩限り/東 貴殿御所持背限り/北谷限 り/南谷限り	記載なし	記載なし	0.1430	三林村	辻林欽逸郎	27.59	東は寺中持山限り/西は小 野田村小野林永藏宛地限 り/南は尾限り/北は川限 り	0.2080	0.11010	下宮 前田宗平	○
不明	—	カマ谷	80証券 —	383		記載なし	記載なし	0.0373								×

施福寺所蔵文書より作成。

- * 1 「76【数字】」は表1の表記と対応している。78請証券(丸地)に付された丸番号は、全16区画のうち何番目に記載されているかを示す。
- * 2 「毛代金」のほか、2段に記載した箇所の下段は、1反当たりの数値を示す。
- * 3 この区画は丸地請主作成「78請証券」の事項に掲載(請主宛宛照付)されたが、何らかの事情で78証券によって岩間久蔵に宛つけられた。
- * 4 史料1・3・7はこの区画に関する証券である。

表2を作成したことで明らかになるのは、現在確認できる七八証券・八〇証券群は、明治一〇年代の施福寺が主に横山谷村々の住人を中心とする信徒との間に取り結んだ永代宛地契約の全体像を（一部判明しないものがあるとはいえ）示すことである。七六証券は、後に検討するように、七八証券の一部の前身に位置付けられる（その旨も表2に表示した）。したがって表2の左半分は、表1に示した永代宛地証券群の全点をほぼ網羅している。

こうして、証券に記された小字と施福寺所有山林一筆（左端の地番）ごととの対応関係が判明する（したがって地籍図上の空間的な位置も明らかとなる）。以下、本項では、これらの証券群を一八八四年の名寄帳と突き合わせることによって、明治一〇年代の永代宛地契約の全体像を解明する。以下、三つの論点を挙げる。

第一は、永代宛地証券に記された山林の反別と、地租改正の結果との関係である（表3）。一八八四年時点の永代宛地契約は、名寄帳によると合計三三二・五町歩余の山林にわたって取り結ばれていた。この時点での施福寺所有山林の約五五%に当たる面積である。ところが地番ごとに見ると、個別契約面積の合計が山林一筆の面積（二六町歩余）を超過するケースがある。このようなケースがあるということは、永代宛地契約は必ずしも地租改正の枠組みに基づいて取り結ばれたものではなかったことを示す。永代宛地契約における山林の明示にあたって小字や四方際目という慣習的な土地の把握を用いているのは、地租改正期の地域における土地把握の実態を示すものである。

第二に、永代宛地契約が施福寺にとって持った経済的意味を考察したい。証券群から個々の契約について反当たり毛代金を算出すると、いずれの契約も毛代金は反当たり約五〇銭で取り結ばれたことが確認できる。そしていずれの契約でも、七八証券の宛米（石高）に貼紙を施して宛金（金額）を書いている。本来、七八証券は宛金を記入して作成されていたが、ある時点で宛金に修正（変更）されたことになる。そして宛米と宛金についてもそれぞれ反当たり八合四勺八才と三銭七厘五毛という一定の基準で契約が取り結ばれたことがわかる。本来、山林は土質、植生、日照といった多様な自然・人為的要素が複合的に作用してその価値が決まるはずだが、ここで契約条件では、山林ごとの生産性や価値を捨象していたと思われる。

では、このような毛代金や宛米・宛金は、何を基準として定められたのであろうか。毛代金と宛米については未詳であるが、ここでは宛金について、地租改正との関係を指摘しておきたい。宛金は反当たり三銭七厘五毛という基準で設定された。「宛金」の意味を、「宛米」に倣って租税（地租）と地主取り分（小作料）を合わせた金額と理解する^⑮と、この基準をどのように把握できるであろうか。史料1を例に取ると、字大谷原が属する地番二六「大谷」の反当たり地租は七厘八毛である（土地台帳による）。この証券によって村田喜蔵が負担することになる宛金を反当たりで見ると、地租分とほぼ同等の七厘五毛（宛金の五分の一）と、地主施福寺の取り分三銭（宛金の五分の四）から成ると把握できる。ここに宛金設定の根拠があ

表3 施福寺所有山林と山林永代宛地契約の対応関係

地番	字	地券及び土地台帳			永代宛地証券 (78証券・80証券)							永代宛名寄帳 (1884年)			
		反別 (反)	地価 (円)	地租 (円)	区画 数	宛地反別 (反・歩)	充足率 (%)	毛代金 (円)	宛米 (石)	宛金 (円)	宛地反別 (反・歩)	小作金 (円)	小作米 (石)		
壹	本谷川西	367.0	113,770	2,844	4	40.4	7	11.0	15,700	0.2600	1.5164	71.9	12	0.5400	0.2871
貳	本谷拾五丁川西	367.0	113,783	2,845	12	430.2	3	117.2	130,100	3.4206	14,6995	431.8	26	3.2490	1.7280
參	本谷拾五丁川東	368.0	114,080	2,852	7	534.4	2	145.2	72,000	4.5283	20,0466	532.7	14	4.0080	2.2956
四	根米谷川西	367.0	113,770	2,844	2	26.8	8	7.3	13,500	0.2275	1,0070	36.0	7	0.2710	0.1437
五	佛ヶ瀧瀧ガ谷	367.0	113,770	2,844	2	26.0	18	7.1	不明	0.2210	0.9780	52.8	26	0.3980	0.2113
七	清水	368.0	114,080	2,852	1	383.2	8	104.1	200,000	3.2500	14,3740	383.0	28	2.8810	1.5321
八	葛原	368.0	114,080	2,852	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九	青谷	367.0	113,770	2,844	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
拾	シテ原	368.0	114,080	2,852	12	408.1	6	110.9	172,600	3.4660	11,6188	387.0	13	2.9090	1.5462
拾六	河東国見	367.0	113,770	2,844	11	353.9	3	96.4	184,800	3.0208	13,1772	406.7	28	3.0580	1.6284
二十三	岩屋谷川西	368.0	114,080	2,852	10	283.2	18	77.0	141,250	2.4019	10,5990	283.2	18	2.1310	1.1313
貳拾四	大鳴川西	367.0	113,770	2,844	11	166.5	1	45.4	163,000	1.3352	6,2480	196.7	23	1.4810	0.7871
貳拾五	大谷深タワ	368.0	114,080	2,852	2	57.4	25	15.6	15,000	0.4876	2,1600	57.4	25	0.4330	0.2296
貳拾六	大谷	366.0	113,460	2,837	14	303.7	1	83.0	125,800	2.6098	11,5440	342.2	7	2.5720	1.5730
貳拾七	五大尾ヨリ三栞谷	367.0	113,770	2,844	2	15.3	9	4.2	8,000	0.1300	0.5752	42.9	7	0.3230	0.1713
四拾貳	脇ノ谷馬場	367.0	113,770	2,844	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	5,877.0	1,708,113	42,702	90	3,032.6	10	51.6	1,241,750	25,3587	108,5437	3,225.0	24	24,2540	13,2647

施福寺所蔵文書および土地台帳（大阪法務局岸和田支部所蔵）より作成。

註）地番式の反別は、地券及び土地台帳では36町7反13歩であるが、表では省略した。

永代宛地証券については、判明する限りの数値を掲げた。その他、地番が不明な1件が存在する（表2参照）。

永代宛名寄帳の小作金と小作米の合計は、史料に記す合計値と一致しない。史料は合計値を20円91銭2厘、11石3斗5升4合と記す。

ると考えられる。つまり永代宛地契約によって、地主施福寺は、自らの取り分を確保するとともに、請主（小作人）に地租を肩代わりさせたのである。

永代宛地契約の全体に戻ると、毛代金の合計は一二四一円七五銭となる（表3）。これは確認できる証券から判明する限りの金額であるが、明治一〇年代初頭の榎尾山にとって、一時に一二〇〇円以上の収入が得られたことの意味は大きかったと思われる¹⁶。宛米の合計は二五石三斗五升八合七勺、宛金の合計は一〇八円五四銭三厘七毛となる。宛金については、請主による地租の肩代わりを考慮すると、合計の五分の四、つまり八六円八三銭五厘を、施福寺は毎年の収入として獲得することになった。以上に確認した、一時的収入としての毛代金と、毎年の収入としての宛米・宛金の確保が、施福寺が永代宛地契約を広範に取り結ぶ動機であったと理解できよう（この動機を引き起こした要因は、後述する納税問題であったと考えられる）。

第三に、請主の属する村と山林の空間的関係について述べておきたい。永代宛地契約の対象となった山林は、地番八・九・四二を除く全ての筆（区画）に確認できる。つまり契約地は、明治一〇年代の段階での施福寺所有山林のほぼ全域にわたって空間的に散在していたと把握できる。そしてこれらの山林を小作請する者は、仏並・坪井を除く横山谷村々の旧庄屋クラスの有力者たちが中心であった。さらにその範囲は横山谷外部の有力者、例えば三林の辻林氏や和田の荒木氏のように旧関宿藩領の大庄屋クラスを含んでいた。彼らは

横山谷有力者よりも経済的・社会的上層であった。こうした広がり
は、施福寺信徒の地域的分布を反映したものと見えよう。

また、横山谷の村々について、請主の居村の空間的位置と契約地の関係を確認しておきたい。表2によると、永代宛地契約の対象となった施福寺所有山林の各区画と横山谷村々の対応関係は、地番壹・貳・參は小野田・九鬼・三林・和田*、地番七は大野、地番拾は福瀬・北田中・善正、地番拾六・拾七は南面利、地番二十三は岡、地番貳拾四は福瀬・善正・九鬼、地番貳拾五・貳拾六は小野田・九鬼・岡と把握できる。つまり、契約地の位置関係には、施福寺所有地（山林）を取り巻く村の空間的配置との対応を見出すことができる¹⁷。請人は、自らの属する村と接する部分の山林において永代宛地契約を取り結んだのであった。

以上、表2を読み込んで、明治一〇年代に取り結ばれた永代宛地契約の全体像に関わる論点を検討してきた。ここまでは、量的に多数を占め、かつ請主が毛代金支払いと宛米・宛金納付の対価として毛上の所有権を獲得するという契約内容が明確な七八証券について検討してきた。次項以降では、表1と表2を構成する永代宛地証券群のうち、七八証券以外の小グループごとに検討を加える。

（3）一八八〇年（明治二三）

「永代宛地証券」「永代請地証券」について 一八〇証券―
本項では八〇証券について検討する。八〇証券は、以下の四件の契約に関わるものが確認される（表2も参照）。

(a) 施福寺、字芋谷跡請の山林反別九反歩を小川孫市(福瀬)に永代宛て付け。永代宛地証券(八〇年一月)は、「毛上代金」二五円と、「宛米代金」三三銭八厘(年)を定める。「宛米代金」の反当たり三銭七厘六毛は先に見たように地租分と施福寺取り分から構成されると考えられる。しかし「毛上代金」の反当たり二円七八銭は、七八証券の基準より重い。

(b) 施福寺、字サジヤガマ(または釜ノ谷)の山林反別九反七畝二〇歩を辻林欽一郎(三林)に永代宛て付け。永代宛地証券(八〇年一月)は「宛米代金」三六銭六厘(年)を定める。この反当たり三銭七厘六毛は、(a)同様と考えられる。ただしこの八〇証券には毛代金に関する文言がない。

(c) 施福寺、字カマ谷の山林反別三反八畝九歩を辻林欽逸郎(三林)に永代宛て付け。永代宛地証券(八〇年一月)は、「宛米代金」一四銭三厘(年)を定める。この反当たり三銭七厘三毛についても、(a)(b)と同様に考えられる。ただしこの八〇証券にも毛代金に関する文言がない。

(d) 施福寺、字見妙三人山の山林反別二町六反八畝二五歩を荒木吉治郎(和田)に永代宛て付け。施福寺が荒木に対して発した永代宛地証券(d01とする)には作成年月の記載がないが、対応する永代請地証券(荒木から施福寺宛てに契約を請け負ったもの。d02とする)は八〇年一月付である。本件に関する宛証券と請証券には、ともに「宛米代金」「請米代金」の文言はあるが、いずれも金額の記載がない。またいずれにも「毛代金」の文言がない。なお、「見妙」

は、享保年間の絵図(池辺家文書。前掲註2の拙稿を参照)では西側の山中にある「見明」に該当すると思われる。

八〇証券に共通する特徴として、請主三名を契約相手とする理由を明記していることが挙げられる。以下、証券から引用する。

【史料2】

〈a〉明治元年頃、地税米特別之高価ニ付収納ニ差詰リ、他借金補助トシテ金六拾円五拾銭ヲ以テ其許へ永代宛ニ致シ：

〈b〉去ル明治元年頃山税米特別之高価ニ付収納ニ差詰リ、

他借金補助ノタメ金三円六十九銭三厘ニテ其許江永代宛渡

〈c〉去ル明治元年頃山税額特別之高価ニ付御収納ニ差詰リ、

他借金補助ノタメ金壹円九銭四厘ニテ其許江永代宛渡、

〈d01〉去明治元年頃、山税米特別之高価ニ付収納ニ差詰リ、

他借金補助ノタメ金拾円三拾三銭五厘ニテ其許江永代宛渡

シ：

〈d02〉相対ヲ以金「空白」相渡申候ニ付書面之請地米代金

ト相定メ永代我等へ宛渡被下、正ニ請地仕候：

史料2によると、明治元年頃、施福寺は政府への「山税米」納付(納税)に苦しんでいた(以下、「納税問題」と呼ぶ)。このとき小川・辻林・荒木が施福寺を経済的に援助したことで、寺は苦境を脱した。この援助への対価として、施福寺は毎年の宛米代金を設定して山林を永代宛した、という経過を読み取ることができよう。つまり小川・

辻林・荒木を施福寺が永代宛地契約の相手とした理由として、明治初年の施福寺に対する三名による経済的援助が存在したのである。

このような八〇証券から、次の二点を読み取ることができる。

第一に、八〇証券は明治初年に施福寺を援助した有力信徒三名に報償を与える意味を持っていたのではないだろうか。特に辻林と荒木については毛代金の受領を伴わない契約であり、その性格が強いと思われる。小川の場合は毛代金納付があり、しかもその負担は七八証券よりも重いものであった。横山に属する小川の場合は、施福寺を援助する対価として山林に関わる権利を得ることへの利害が発生するという点で横山外部の有力者である辻林・荒木とは異質であり、それゆえ一定の負担が求められたのではないだろうか。

第二は、請主による毛代金納付の意味である。以上のことから、七八証券と八〇証券を対比的に把握することができる。その対比とは、個々の請主を契約相手とする理由に關する文言が「従前の由縁」と曖昧で、毛代金受け取りを明記する七八証券と、明治初年の納税問題に際しての経済的援助という具体的前提を請主との間に持ち、毛代金の受領を伴わない八〇証券、というものである。「従前の由縁」とは、近世以来の寺と信徒の關係そのものが、その相手を請主とする理由だとする文言であり、この場合は毛代金の受領が伴った。これに対して八〇証券は、明治初年に寺への具体的な援助を受けたことを、小川・辻林・荒木と契約を結ぶ理由としており、毛代金受領が伴わないのであった。

(4) 一八七八年(明治一一)「山地永代請証券」について

本項では、「山地永代請地証券」(以下「請証券」と記す) 三点について考察する。

一点目は、字清水の山林三八町歩余について、一八七八年(明治一一)八月に上阪金十郎(大野)が施福寺に差し出した証券である。この請証券には、対応する永代宛地証券(以下「宛証券」と記す。七八証券の一点である)が存在する(表1・2)。二つの証券の内容は、請証券に毛代金の記載がない点を除いて一致している。

二点目は、字土辺ヶ原・字杉がたわ・字兜卒裏の山林三区画について、同じく七八年八月付で辻林潤一郎(三林)が施福寺に差し出した証券である。このケースでは、請証券に記された三区画に關する宛証券三点が存在する(表1・2)。宛証券三点と請証券の内容は、請証券に毛代金の記載がない点を除いて一致している。

以上二点の請証券には、対応する宛証券が存在し、永代宛地契約の成り立ちが把握可能である。二点の請証券には毛代金の記載がないという共通点がある。この点は、請主による毛代金の支払いは一回限りであり、施福寺が受領した旨をすでに宛証券に記している以上、請証券に書く必要はなかったと解釈できる。請証券は、今後毎年宛米ないし宛金を間違いなく納付する旨を約束すればよかつたからである。

ただし、数十件にのぼる永代宛地契約のほとんどについては、請証券の存在は確認できない。請証券の存在する契約の方が例外的なのである。この点については、前記の二事例がいずれも横山谷外部

の有力者である（上阪への永代宛地契約は一区画だけであるが、地番七（字清水）の全体三六町歩余に及んでいることから、相当な経済力の持ち主と考えられる）ことと関係している可能性があるが、確証は得られない。このように請証券は、永代宛地契約の一部のみ存在していることへの疑問が残る史料である。

そして、請証券の三点目もまた、その存在理由の理解が困難な史料である。三点目は、葛城源衛を請主とする字十五町口の山地三町六畝一七歩をはじめとする一六区画について、「九鬼村請主」七名（葛城源衛・葛城藤五郎・池辺甚平・池辺林治・長尾義三郎・久保丹六・池辺吉三郎）が施福寺に対して差し出した「山地永代請地証券」（七八年八月）である（以下、「九鬼請主」と表記する）。この証券は一六件の永代宛地契約を集約した形で毎年の宛金納入を約束しており、一・二点目の史料と同様に、毛代金の記載はない。この契約内容については、請証券作成者の一人である請主池辺氏の手元に控え文書が残されてきた¹⁸。本証券と池辺氏の手元に残された控え文書の内容は一致する。ただしこのケースにおいては、施福寺所蔵文書に宛証券（控え）が確認されない。また、九鬼池辺氏文書の中にも宛証券を見出すことは出来ない。宛証券が確認されないという点は前記した二つのケースと異なっている。なお請証券にある一六区画の永代宛地契約については、八四年名寄帳に該当する契約を見出すことができる。そこで表2の作成にあたり、九鬼請証券の一六区画を、八四年名寄帳の該当する箇所に対応させて記載した。

九鬼請主のケースは、どのように理解できるであろうか。ここま

での説明を敷衍する形で注目すべき点を挙げてみたい。第一は、宛証券が確認できないことである。表2から判断して、現在確認しうる七八・八〇証券については、明治一〇年代の永代宛地契約の全体像をほぼ復元しうる。つまり証券群は、一部の所在が確認できないものの、（契約の全体像が復元可能という意味で）ほぼ全点が残っていると考えてよい。こうした証券群の残存状況から見て、九鬼村請主への宛証券が確認できないことは、宛証券がはじめから存在していなかったことを表してはいないだろうか。この推測が妥当であれば、宛証券に代わって、施福寺が永代宛地契約を九鬼村請主に提示する手続きは、何らかの別の方法で行われたことになる。宛証券が存在せず、毛代金負担の形跡が確認されないことは、相当する経済行為が近世に存在したことを示しているのではないだろうか。

第二は、証券の形態に関することである。請証券は、差出人の総称（自称）として「九鬼村請主」と記し、請主七名による、一六区画にのぼる契約を一点の証券にまとめて書き連ねている。七名の者が「九鬼村請主」を自称していることは、契約主体は個人であるが、七名は村のまとまりの下にあるという側面を示しているのではないだろうか。

以上二点から、このケースには、近世九鬼村による榎尾山山年貢地への関わりが、契約の歴史的前提として存在したと考えてみたい。別稿¹⁹で明らかにしたように、九鬼村と小野田村（及び岡村）、すなわち施福寺北麓に位置する三ヶ村は、近世末期から近代移行期にかけて、「請山」という形で榎尾山（施福寺）から山を買い、山の

用益に止まらず、開発や請負による経済基盤の形成も可能にするよ
うな、山林に対する所有関係を形成していた。明治一〇年代の永代
宛地契約は、寺と村々が山を媒介として育んできた近世以来の関係を
を踏まえて理解する必要がある。本項では、九鬼村請主のケースか
ら、近世以来の経過を踏まえることの必要性という点を引き出した。
この点については第三節で検討する。

(5) 一八七六年(明治九)「永代宛地証券」について(七六証券)

表1は一八七六年(明治九)八月付「永代宛地証券」(七六証券
と呼ぶ)一三点を含む。うち一一点は、小野田の住民が請主である。

その他の一点は北田中住民が請主、もう一点は北田中と納花住民が
連名で請主となっている。このように請主の地域的偏りが著しいの
が七六証券の特徴である(以下、これらの請主を「小野田ほか請主」
と呼ぶ)。表4に一覧を示した。

七六証券の内容を検討しておこう。史料3は、施福寺が、字大谷
原の山地一ヶ所を、七六年八月付けで小野田村の村田喜蔵に永代に
わたって宛て付けた証券である。

【史料3】

永代宛地証券

〔A〕字大谷原

第三十四ばん

一、山地壹ヶ所

北甚三郎請地限り

四方際 東永造請地限り

西川限り

〔B〕

(付箋)

此地租税金 取税米 九升壹合(印) 但御改正毎二相改メ

百事至当ニ割賦可致候事

〔C〕右山地拙寺所有地ニ候処、其元江従前之由縁ヲ以永代宛
地致候処実正也、然ル上者向後其元勝手ニ支配可有之候、尤地
税上納之儀ハ前頭之通り百事至当ニ割賦シテ毎年十一月廿日限
リ聊無滞上納可有之候、若期限ニ聊ニテモ淹滞スルニ於テハ、
毛上有姿之俣地所可請取相對ニ相違無之候、尤地所戻シ度節ハ
何時ニテモ地稅皆済之上、毛上伐木致候テ、地所請取可申候、
尚右山地ニ付当山ハ勿論、他ニ何等差構毛頭無之、依而山地永
代宛確証如件

〔D〕明治九年子八月

所有人施福寺住職 山本豪順(印)

小野田村 村田喜蔵殿²⁰⁾

一 山惣代中之坊住職 上杉泰賢(印)

※付箋の下は空白。

※付箋にある(印)は山本豪順のもの。

史料3を素材としながら、七六証券(表4)に共通する特徴を、
以下に挙げていく。

〔A〕山林の表示

七六証券において、山林の表示に小字名と四方際を用いている点
は、七八証券と同様である。七六証券は小字名の前に、一部連続す

表4 永代宛地証券のうち「七六証券」一覧 (施福寺所蔵文書)

記号	字と番号	「四方形」の表記	「此地租税金」	年代	村	宛先	備考	文書番号
【19】	字塩降谷口請原 第十九番	東谷ノ瀬戸ヨリ峯松へ見通し善正請迄 西塩降辻尾ヨリ上ノ松見通ス、 是ヨリ鬼灯谷峯へ見通し／南谷限り 北鬼火谷井戸谷尾限り	付箋なし (外れ)	— M9.8	北田中	納家嘉七 納家吉二郎 出合富与茂		378-11
【20】	字根来谷 第十番	東寅尾辺三丁斗手前迄 西釣鐘松合三丁目小谷見下シ 北西東見下シ行合迄 形三角	付箋なし (外れ)	— M9.8	北田中 納花	出合富与茂 森六治郎		8
【25】	字十五丁三人山 第十五番	西峯尾限 北大畑伊三郎請限り 南から才□リ小野田喜造請限 東ハ谷川限り	8斗3升4合6夕	0.8346 M9.8	小野田	岩間久造	「小野田喜造請」は字から【34】 に該当しない	378-7
【28】	字十五町ツエノ尾谷 第十八番	西永造請地限り 南尾限り 東ハ清三郎請地限り	8斗4升2合4夕	0.8424 M9.8	小野田	貝淵喜八	「清三郎請地」は【36】に該 当か	378-6
【29】	字十五丁升二之谷 第十九番	西南喜八請地限り 東尾限り 北ハ仏井伊作請限り	4斗9升4合	0.4980 M9.8	小野田	西川清三郎	「仏井」は「仏並」か。「伊作 請地」の南北に【29】と【30】 が位置する	378-8
【30】	字十五丁谷 第三十番	南仏井伊作請地限り 北永造請地限り 東尾限り 西川限り	4斗4合3夕	0.4043 M9.8	小野田	仲谷勝太郎		378-10
【32】	字大谷原 第三十三番	西北九鬼村吉平持山限り 峯尾限り 南東永造喜造甚三郎持山限り	1斗6升9合	0.1690 M9.8	小野田	小野林永造 貝淵喜八		378-5

近代移行期の泉州槇尾山施福寺所有山林における永代宛地契約

記号	字と番号	「四方際」の表記	「此地租税金」		年代	村	宛先	備考	文書番号
【33】	字大谷原 第三十三番	北永造喜八請地限り 南喜造請山限り 西ハ川限り	4升5合5夕	0.0455	M9.8	小野田	藤原甚三郎	「永造喜八請地」は【32】に該当か	378-12
【34】	字大谷原 第三十四番	北甚三郎請地限り 東永造請地限り 西川限り	9升1合	0.0910	M9.8	小野田	村田喜藏	【33】とは南北の位置関係にあり	378-13
【36】	字大谷原 第三十六番	西仏井文五郎請地限り 峯尾筋限り 東久造請地限り 南川谷限り	3斗3升8合	0.3380	M9.8	小野田	西川清三郎	【36】と【37】は西・東の位置関係か	378-9
【37】	字大谷原 第三十七番	西清三郎請地限り 東九鬼鷲八請地限り 南川限り	2斗5升3合5夕	0.2535	M9.8*	小野田	岩間久藏	「九鬼鷲八」は「字八」（明治2年庄屋）であろう	378-4
【38】	字大谷シエロノ谷 第三拾八番	南尾限り 東道限り 北尾限り	1斗4合	0.1040	M9.8	小野田	岩間久藏		378-3
【41】	字ナキ尾 第四十惣番	南尾限り 北東ハ谷見通し 北坪井極永請	1斗6升2合5夕	0.1625	M9.8	小野田	岩間久藏		378-2

る番号が付されている。四方際を読み取ると、番号が連続した宛地が、南北や東西に位置していることがわかる(表1・2・4)。また、「山地壱ヶ所」という書き方は、地租改正以前の山の把握を示すものである。

〔B〕請主の義務

七六証券には、「毛代金」に関する記述がない。また、「地租税金」の文言はあるが、金額の記入がない。「地租税金」の金額を記すべき場所には貼り紙が施され、「取税米」の文字と石高に、施福寺住職の印が添えられている。その下方の但し書きは七八証券と同様である。

〔C〕本文

本文は七八証券とほぼ同じ内容である。七八証券と対比するならば、七六証券の請主は毛代金を支払っていないにも関わらず、伐木の権利を有することになる。

〔D〕作成年月、差し出しとあて先

七六証券は明治九年八月、土地所有者である施福寺の住職と一山総代(中之坊住職)が作成者として署名している。史料3の宛て先は小野田村の村田喜蔵である。奥書はない。

このような内容を持つ七六証券は、ここまで検討してきた永代宛地契約とどのような関係にあるのだろうか。第一に、字名と請主を手がかりに、七六証券と七八証券の対応(接続)関係を明らかにできる。七六証券一三点のうち一二点については七八証券(及び七八請証券)への接続(更新)が確認される。残り一点(B)は、

八四年名寄帳の一件に対応する(つまり七八証券が確認されない)。この点を七八証券の側から見ると、小野田ほか請主への七八証券は、七六証券という前提を有することになる。表2のうち、該当する七八証券には、この旨を書き込んだ。これらの契約については、七六証券から七八証券への接続関係があるといえるのではないだろうか。

第二に、この接続関係を手がかりに、七六証券の「取税米」を、接続する七八証券や名寄帳の反別で除すと、反当たり「取税米」は八合四勺八才(〇・〇〇八四八石)で一定という結果が得られる。すなわち、取税米≒宛米なのである。

第三に、七六証券には毛代金の記載がない。この点を、九鬼村請主の請証券との、形式面のみならず歴史的前提にも及ぶ共通点と見ることとはできないであろうか。七六証券が小野田村民への発行分に比重があることも、こうした推測を支える要素である。小野田についても、七六証券の前提となる、毛代金支払いを伴う山林の宛地契約(毛代金支払いに相当する、または同等の経済関係)が存在したのではないだろうか。

以上のような七六証券群を、永代宛地契約の展開過程にどのように位置付けることができるだろうか。また、永代宛地契約の検討から、近代移行期の寺と村の関係をどのように把握できるであろうか。これらのことを検討する前に、施福寺における地租改正のプロセスを明らかにしておきたい。次節では施福寺における地租改正、すなわち山年貢から金納地租への再編過程を明らかにし、それを踏ま

えて永代宛地契約の歴史的性格を検討する。

本節の議論を整理しておく。

(1) 七八証券によって、横山谷村々の請主(信徒)は、毛代金支払いと毎年の宛米(金)納付によって、立木を含む毛上の所有権を施福寺から譲り渡された。契約は、施福寺所有山林一六筆のうち一三筆において、村々の生活空間と接する区画を分割する形で取り結ばれた。

(2) 七八証券に八〇証券を加えた個別契約の集積は、一八八四年(明治一七)時点で施福寺がまとめた「名寄帳」とほぼ一致し、明治一〇年代における永代宛地契約の全体像を示している。

(3) 八〇証券による契約は、明治初年に施福寺を経済的に支援した横山谷内外の有力者に報償を与える意味を持った(なぜ八〇年になされたのかは不明)。これに対し、一般請主との永代宛地契約は、近世以来の施福寺と信徒との関係に基づき、立木を含む毛上を請主へ売却する(つまり毛代金受領を伴う)ものであった。

(4) 地主としての施福寺は、所有山林の五五%において永代宛地契約を取り結んだことで、毛代金一二四一円七五銭、毎年の宛米二五石三斗五升八合余(宛金一〇八円五四銭余)を確保したが、こうした経済的動機を引き起こした要因は何であったか。明治初年の納税問題についての検討が必要である。また永代宛地契約は土地所有権の確立を要件とし、金納地租との密接な関係も窺われる。それゆえ、七六証券から七八証券への展開や、七八証券における宛米か

ら宛金への記載の変更を地租改正の進行との関係で位置付ける必要がある。この点を第三節で検討する。

(5) 「九鬼村請主」七名については、毛代金負担の形跡が確認されず、相当する経済行為が近世に存在した可能性がある。七六証券による契約でも小野田ほか請主は毛代金の負担なしに毛上(立木)の所有権を得ていることから、九鬼村請主と同様の前提が存在したのではないか。ただし小野田ほか請主も毛代金を七八年時点で支払っていることが七八証券から明らかであるので、九鬼と小野田ほかの間には共通する前提がありながらも、その後の経緯が分かれたといえるかもしれない。これらの点を第四節で検討する。

三 山年貢から金納地租への再編を通して見た 永代宛地契約

施福寺が所有山林の永代宛地契約を取り結ぶ動機を抱くに至った要因は何であったか。また施福寺は、永代宛地契約の前提である山林の近代的土地所有権(金納地租の負担が伴う)をどのようにして確立したのであろうか。本節ではこれらの疑問に答え、七六証券と七八証券の歴史的性格を明らかにすべく、施福寺に関する地租改正のプロセスを検討する。検討にあたり、施福寺に固有の歴史的諸条件に即して、山年貢から金納地租への再編過程を具体的に明らかにするよう心がけたい。

明治初年ないし前期において、施福寺が直面した納税問題と地租改正の結果は、次の三段階によって把握できる。

A 明治初年の納税問題

史料2は、明治初年の施福寺が「地税米」「山税米」の高騰に苦しんだと述べている。明治政府成立後の施福寺は、旧山年貢四一・五石に二石あたり五円の米価（時価）を乗じた金額二七〇円五〇銭を毎年の租税として上納していた²¹。この納税が滞ったことから施福寺は山林を一時的に政府に没収されていた（一八七五年（明治八）以前のことに推定）が、有力信徒の経済的援助を受けて納税を完了した結果、旧山年貢地を所有山林として継承できたのであった。本稿では、明治初年に始まった施福寺による納税を、旧山年貢ベースの納税と呼ぶ。

一八七三年（明治六）当時、地券交付の事務を進めていた大蔵省租税寮は、近世に高請されていた山林については「券面へ現実の地所反別及至当の代価並に石高を記し、税額旧の俣据え置き申すべき事」と指令していた²²。この指令は、明治初年時点では旧山年貢ベースで納税していたとの施福寺の言明²³と整合する。明治初年の施福寺は、近世における山林の高請（山年貢の負担）を継続する形で納税していたと理解できよう。

B 地券の交付

第二段階として、地券の交付について検討する。一八七六年（明治九）一〇月、施福寺は当時の住職山本豪順名義で地券の交付を受けた。その後、無住となった施福寺は地券書換を堺県に申請（年月日不明）し、七九年一〇月二十九日に聞き届けられている。この地券

には山中に散在する畑二五筆と山一六筆が書き上げられている。この山一六筆は朱印引外部空間に広がる五八七町歩余の山林である。券面には後の土地台帳と一致する山の反別が記されているが、地価の記載はない²⁴。このように七六年一〇月交付の地券は、反別は設定したものの地価の設定には至っていない（したがって金納地租は未決定）段階の、租税当局による山林把握を示す史料といえよう。

C 地価の設定

したがって第三段階として、地価の設定⇨金納地租が確定する段階が、いずれかの時点に存在するはずである。その下限は、一八八四年（明治一七）と推定される。施福寺作成の「決算表」²⁵によると、施福寺は一八七五年（明治八）以降（施福寺は「地租改正後」と表現する）八四年（明治一七）に至るまで、旧山年貢ベースの納税を継続したという。地価が決定し、金納地租による納税が始まったのは、八五年（明治一八）ということになる。

以上の整理をもとに、施福寺所有山林における、山年貢から金納地租への再編過程を三段階で把握する。第一段階は明治初年である。明治政府成立後から、施福寺は旧山年貢ベースの納税に苦しんだ。有力信徒の援助を受け納税問題を解決し、山林の所有権を確保するに至った。第二段階は、一八七六年（明治九）一〇月、山林を区画し反別を明記した地券が交付されたことによって画される。ただしこの段階では地価は未決定であり、山年貢ベースの納税が継続した。

第三段階は、一八八四年（明治一七）を下限として地価が決定された、それ以降の段階である。施福寺は八五年から金納地租の納税を開始する。

以上、槇尾山施福寺における山年貢から金納地租への再編過程を三段階に分けて把握した。この再編過程を通して永代宛地証券を検討すると、その歴史的性格をどのように捉えられるであろうか。

第一に、七六証券は、施福寺が明治初年の納税問題を解決して山林所有権を確保（山年貢地のうち朱印引外部空間を継承）した後、山一六筆の反別を明記した地券が交付される直前の段階で作成された。七六証券が地券交付以前の発行であることと、「山地耆ヶ所」という反別を伴わない表記や、「四方際」による空間の慣習的把握とは整合する。また、対応する七八証券の反別から取税米の反当たり石高を割り出すと〇・〇〇八四八石で一定という結果となる⁽²⁶⁾。こうした七六証券の特徴を踏まえると、地租改正による反別の設定とは別に、地主施福寺が所有山林を管理する限りでの反別把握が、取税米設定の時点では機能していたと考えられよう。なお七六証券において請主は立木の伐採権を認められていたが、この点については近世以来の山林所有関係を検討する必要があることを確認しておきたい（第四節を参照）。

第二に、七八証券による永代宛地契約は、毛代金による一時的な収入と、宛米（金）による毎年の収入を施福寺にもたらした。施福寺への地券交付時点（七六年一〇月）では地価の設定に至らず、明治初年にはじまった山年貢ベースの納税が継続することになった。

明治初年以來、施福寺を苦しめてきた税負担の継続が、七八証券による永代宛地契約へと施福寺を向かわせる要因となったのではないだろうか。また、毛上（立木）を地盤から分離させて売却するという契約が、地券交付を前提として成立したことも確認しておきたい。ただし反別をめぐっては、証券の反別を区画ごとに合計すると一筆の反別三六町六反乃至七反を超過するケースがあることから、ここでも地租改正とは別個の土地管理が機能していたことを想定しておく必要がある。地券には一筆ごとの反別は明記された（ただし形式的なもの）ものの、地価の決定には至らなかった。七八証券は七六証券の「取税米」を引き継いでおり、地租改正の中途段階の産物であることを示しているといえよう。

第三に、七八証券に「宛金」の貼紙が施されたのは、地価決定後の段階であろう。ここに、金納地租を請主（小作人）に肩代わりさせる形が成立した。すなわち地租改正後段階における、永代宛地契約の完成形に近づいたといえよう。筆者は、その年代は八四年（明治一七）を下限とすると考えているが、この年は表2の右半分に示したように、地主施福寺が永代宛地契約の全体像を把握した年でもあり、同年には契約ごとに小作証文が作成されている。つまり金納地租の設定、宛米から宛金への再編、小作証文の作成は、ほぼ同時期になされた可能性がある。このことの意味については、第五節で論じることとしたい。

四 一九世紀半ばの小野田村と九鬼村による請山

本稿のこれまでの検討を通じて、永代宛地契約とは、地主施福寺に対する、請主による毛代金支払いと毎年の宛米（金）納入を条件として、施福寺が請主に毛上の所有権を譲り渡すものであることを明らかにしてきた。しかし、すでに見たように、個別の契約条件を記した文書のなかには、請主による毛代金支払いの事実を読み取ることができないケースが存在する。それは、①九鬼請主が施福寺に差し出した「山地永代請証券」（一八七八年八月）と、②小野田ほか請主に対して施福寺が交付した七六証券一三点である。これらのケースでは、山林の永代宛地契約を成り立たせる要件の一つである毛代金支払いは、どのように位置付けられていたのであろうか。本節では、毛代金支払いに相当する経済的・社会的行為が近世にすでに実行されており、これが明治期永代宛地契約の前提をなしていたのではないかとの仮説の下、近世（一九世紀）における榎尾山施福寺と九鬼村・小野田村との山林所有や利益をめぐる関係について検討したい。

（一）請山 a — 永代宛地契約の直接の前提 —

近世の村々が領主に差し出した明細帳から、横山谷の村々が村名請の山を利益する一方で、施福寺の山年貢地の一部を小作し、あるいは買い取ることによって利益を確保していたことが明らかとなる。近世榎尾山の山年貢地は、横山谷村々の生活や経済に組み込ま

れていた²⁷⁾。

こうした中、九鬼村の百姓の中には、「請山」と呼ばれる土地所有関係を榎尾山施福寺と取り結ぶ者がいた。その特徴は、次の史料から読み取ることができる。

【史料4】

譲り渡シ申証文之事

字五斗木

一、榎尾請山沓ヶ所 但シ際面東川限り、西北は坪井野山限

リ、南茂吉請山限り也

右之山林地所我等請山ニ所持仕り候所、此度無摺銀子入用ニ

付、毛地代銀八百八拾匁ニ売渡シ、則銀子儘ニ請取申所実正也、

然ル上は貴殿御勝手ニ御支配可被成候、尤山年貢之儀は拾式匁

五分年々榎尾山え相納可被下候、右請山ニ付何方も差構申者

毛頭無之候、為後日請山譲り渡シ証文、依而如件

文久三年

亥十月

大畑村 利助（印）

くき村 甚兵衛殿²⁸⁾

これは文久三年（一八六三）一〇月に大畑村利助から九鬼村甚兵衛に対し、字五斗木の「榎尾請山沓ヶ所」が譲り渡されたことを証する文書である。この山は、以下の内容から近世榎尾山の名請地（山年貢地）と判断される。譲り主である利助は、この「山林地所」を

毛地代銀八八〇匁で甚兵衛に譲り渡した。そして甚兵衛から見ると、この譲り渡しは銀の支払いで完結せず、「山年貢」一二匁五分を毎年榎尾山に納めねばならなかった。この山林は榎尾山名請の土地に属す。「毛地代銀」八八〇匁を以て譲り渡されたのは毛上（ただし現金化の容易な副産物は榎尾山支配の下にあったと思われる）であり、この土地を期限の定めなく使用し続けることに對し、甚兵衛は毎年「山年貢」を榎尾山に納めるのである。また、証文の「我等請山にて所持仕り候」という文言は、榎尾山名請（近世身分制の下での土地編成）の下での事実上の所有関係（所有権の所在）に對する認識が表現されたものといえよう。

この「字五斗木」山林は、請主（小作人）と四方際目を手がかりにすると、九鬼の七八請証券に書き上げられた山林の一区画「字ゴトギ」に該当すると思われる（表2）。そしてこの山林の場合、毛代金はすでに文久三年時点で利助から榎尾山に支払い済みなのであり、それゆえ七八請証券に毛代金が記されなかったのである。この一点からの推測となるが、九鬼については「字五斗木」同様に、近世に請山契約を榎尾山と村民が取り結んできた山林が存在したのではないだろうか。そして明治初年に、近世以来の請山契約を永代宛地契約に再編することになり（あるいは請山をもとにして永代宛地契約が構想されたのかもしれない）、地租改正前に宛米（反当たり〇・〇〇八四八石）をいったん設定したあとで、地価設定後に宛金（反当たり〇・〇〇三七五匁）に切り換えられたと考えられる。

つまり、ここでの請山契約においては利助、のち甚兵衛が寺に對

して負担した「毛地代銀」と「山年貢」の二点セットが、永代宛地契約においては毛代金は納付済み（それゆえ請証券には記載されない）、「山年貢」は宛米、金納地租が確定した後宛金に設定し直し、池辺甚平が寺へ毎年納めることを約束する、という形に再編されたのである。史料4と七八請証券の存在から、九鬼については請山が永代宛契約の前提となっていたことが明らかになった。そしてこのような事情で、九鬼の七八請証券には毛代金が記載されなかったのである。

本項での検討によって、近世榎尾山名請の下での、毛上の所有権移転と、請主による山年貢負担からなる請山契約が、地租改正後において、施福寺が所有権を有する地盤からの毛上所有権の分離・移転と、請主（小作人）による宛米（後に宛金）負担からなる永代宛地契約へ再編されるという構図が明らかとなった。史料4に表れた請山は、七八証券による永代宛地契約の直接の前提に位置づけられよう。この形態の請山を本稿では請山aと呼ぶ。

(2) 柴山の買い請け

前項で明らかにした請山aは、歴史のなかでどのような形作られてきたのであろうか。以下、その手がかりとなる史料を検討する。次に引用するのは施福寺所蔵文書に伝わる、柴山の買い請けを証する文書の一点である。

【史料5】

買請申柴山之事

一 字十五丁つゑの尾二而柴山壺ヶ所 但シ杉檜不残立木
 右之柴山代銀五百八拾七匁九分ニ買請申所実正也、然ル上者右
 之代銀未之五月廿日限り無滞忝度ニ急度相立可申候、万一本
 人切月ニ至リ不埒仕候ハ、左之請人分埒明少も貴院へ御損難相
 懸申間敷候、山年限者当年今来ル申年迄三ヶ年ニ伐取地所明
 渡可申候、際面者御引渡之通類地へ少も伐込申間敷候、為後日
 柴山買請証文如件

弘化三年十月

山買請主小野田村 宇兵衛（印）
 請人同村 治兵衛（印）

榎尾山観音院御納所⁽²⁹⁾

この史料によると、小野田村の宇兵衛は柴山代銀として榎尾山へ五八七匁九分を支払い、杉・檜の立木を三年間に限って伐採する権利を得た。「字十五丁つゑの尾谷」の所在を正確に知ることはできないが、地番三「拾五丁川東」に含まれる小字であり（表2）、榎尾山の山年貢地であることは間違いない。柴山買請けは有期限であるが、下草の刈り取りや柴の採取とはレベルの異なる、立木（杉・檜）の伐採権にも及ぶ権利が売り渡される点において、例えば福瀬村が瀧畑村や榎尾山の山を買い取っていた（薪や柴を商品に仕立てて大津や岸和田へ販売に出る）⁽³⁰⁾のとは異質な、より踏み込んだ権

利を「山買請主」に認める契約であった。このような柴山買請けもまた、明治初期の永代宛地契約の前提に位置付けられよう。

施福寺に伝わる柴山買請け証文（天保末期から弘化年間、および文久年間）を請主の村で分類すると、小野田五点、九鬼三点、仏並一点となる。小野田が中心であり、九鬼がこれに次ぐ比重となっている。山の字も根来谷、十五丁、大谷のように、九鬼の七八請証券⁽¹⁾や七六証券群⁽²⁾に記される字と共通するものが目立つ。この点からも、一九世紀半ばの柴山買請け契約は、明治初期の永代宛契約との関連が深いと考えられる。

(3) 九鬼・小野田・岡三ヶ村による請山の展開―請山β

近世横山谷の村々は、施福寺との請山契約において、どのような土地所有関係を取り結び、またいかなる土地利用を実現していたのであろうか。次に、一九世紀前半の九鬼・小野田・岡三ヶ村による請山契約とその展開について考察し、永代宛地契約との連関を明らかにしてみよう。

史料6―Aは、三ヶ村が文政元年（一八一八）から一〇ヶ年の間、施福寺山年貢地のうち字一ノ嶽山を年貢銀二三五匁で小作請する旨の証文である。

【史料6―A】

請申一ノ嶽山之事

一、際目者 北八岡村境 西ハ九鬼村境

但シ分杭之通

但シかもめが塚中腰西之傍示へ見通し

右之山、当寅之暮今来ル亥之年迄拾ヶ年之間御年貢として壹ヶ年ニ銀貳百貳拾五匁宛ニ請申処実正也、然ル上者右之銀子十月廿五日切無相違相立可申候、此山ニ付かくい堀取申間敷候、際目之儀ハ御引渡之通外山壹本も伐取申間敷候、若シ少々ニ而も猥ニ伐取者有之候ハ、如何様共制法ニ可被成候、為其請証文仍而如件

文政元年寅十二月 九鬼村年寄 弥太夫 (印)

同村同断 源兵衛 (印)

小野田村庄屋 久藏 (印)

同村年寄 利右衛門 (印)

岡村庄屋 三右衛門 (印)

同村年寄 善兵衛 (印)

榎尾山御寺中⁽³¹⁾

史料6―Aには三ヶ村の村役人が署名・捺印していることから、三ヶ村が小作請の主体と考えられる。「一ノ嶽」や、境界の目印とされる「かもめが塚」は、享保年間の「泉州泉州榎尾山絵図」⁽³²⁾に描かれた山の北端付近に「一ノタケ」「カモメツカ」と記される地名に該当するであろう。請山は、榎尾山の山年貢地のうち村々の生活領域と接する空間に設けられた。

史料には、小作人による行為の制限として、「かくい」(刈杭、木

の切り株)の堀取りをしないこと、請地の外部では一本の木も伐り取らない旨が書き記されている。ここから三ヶ村は、請地の範囲内では「伐取」を認められていたと考えられる。ただし毛代金に関する記載がなく、また切り株の堀り取りが禁じられていることも合わせると、立木を含む毛上の所有権移転については確認が得られない。このように、期限を区切った立木の伐採を榎尾山は請主に認めるが、請主による毛代金支払いが確認されない形態を請山βと呼んでおこう。そして、このような請山βの特徴は、前項で検討した柴山の買い請けにも当てはまるものである。

文政元年に一〇ヶ年限りで始まった三ヶ村による一ノ嶽山の小作請は、当初定められた年限を超えて営まれ続けたようである。続いて史料6―Bを検討する。九鬼・小野田・岡の「三ヶ村請山」である一ノ嶽の用益をめぐる、嘉永年間における村同士の交渉結果の記録である。

【史料6―B】

定書之事

一、榎尾山一ノ嶽、古来今九鬼村・小野田村・岡村三ヶ村請山ニ仕来ル候処、是迄山年貢貳百廿五匁ニ請申候、此度年貢上呉候様榎尾山分申「出」シ有之候ニ而、度々引合之上、永々請之、相对ニ而四百七拾匁ニ相定メ申候、右之通り御座候、是二付小野田今左様年貢上り候而、永々之事ニ候得は、何貫目にも相成候得共、何ニ而入合セ可致様も無之候、是二付請山筋牛通シ申

候得は、入合セニも相成候歟、度々九鬼村え引合有之候、是ニ付戊五月十四日小野田村・九鬼村両村、当村阿弥陀寺方ニ而出会仕、談じ申候、九鬼村今返答ニ、此処は先年今榎尾山と道論有之候ニ而、此度始め牛通シ候而は、又々榎尾山え請山土地仕候節ニ牛迄も通候而は於後々差支ニも相成候哉、申候得は、小野田村今此儀実ニ尤ニ存仕候、左様候得は九鬼村ニは榎尾山哉かい岩筋山を買、請山筋え通り申候、此儀も牛通す義同用ニ御座候哉、此儀御止被下候様、小野田村今申候、九鬼村ニ申二ハ、左様候得は、二かい岩筋ニ而山を買申候共、請山筋えは取不申候、猶又請山深谷え木柴取申間敷候得は、深谷山用心ニも相成候得ハ、御年貢上り候入合セニも相成候哉、申二付、右之通り相談仕候、又々問谷請山筋牛之儀は、先年之通り牛通シ間敷候筈相對ニ而御座候処、右之通り為後日書し置申候、以上

嘉永三年戊五月日

九鬼村 甚兵衛・常三郎 書置申候
右前同之通り九鬼村・小野田村役人并組頭惣代共立会对談仕候事

九鬼村役人 宇八
藤五郎

惣代中³⁸⁾

史料6―AとBを突き合わせると、榎尾山の山年貢地のうち一ノ嶽山を三ヶ村が二二五匁の年貢で小作請するという契約が、文政元年から嘉永三年にまで引き継がれていた（ただし中断はあったかも

しれない）ことがわかる。そして嘉永三年段階では期限を定めないことを、榎尾山と三ヶ村で約束したことも窺われる。このような榎尾山と三ヶ村の関係の持続と深まりとともに、史料6―Bからは請山をめぐる村同士の関係をも読み取ることができ

三ヶ村の交渉のきっかけとなったのは、嘉永三年（一八五〇）に榎尾山から山年貢二二五匁の引き上げを求められたことであった。三ヶ村（と榎尾山？）が相對で交渉を重ねた結果、期限の定めを設けず山年貢を四七〇匁とすることが申し合わされた。このとき小野田村から、「このように年貢が上がっては、期限の定めがないことでもあり、年貢は何貫目にもなってしまう。それなのに何らかの代償が提供される様子もない。これについては、請山筋へ牛を通したならば（将来の利益にもなり）埋め合わせになるのでは」と九鬼村へたびたび打診があった。そこで五月一四日、九鬼と小野田の村役人ならびに組頭・惣代は九鬼の阿弥陀寺で相談した。九鬼村から返答として、「この場所では、先年より榎尾山との間で道をめぐる争論が発生している。このたび牛を通しては、後に榎尾山へ請山を返上するときに差し支えるのではないか」と懸念を述べたところ、小野田より「尤もである。では、九鬼にて榎尾山式かい岩筋山を買い、請山筋へ通っているが、これも牛を通すのと同様ではないか。これも取りやめられた」との指摘があった。九鬼はこれを受け入れ「では、二かい岩筋にて山を買ったとしても、請山筋への通り道としては使わないことにする。なおまた請山深谷にては、木柴を取ってはいけないことになっている。（二かい岩筋を買うことで）深谷山の

用心にもなるので、年貢引き上げの代償にもなるのではないかと述べ、これが結論となった。以上のやりとりを記録した上で、先年のとおり間谷には牛を通さないことを相対で決めることについて確認が記されて記録が終わっている。記録者は九鬼村甚兵衛と常三郎であり、九鬼の村役人が奥書している。

この文書によると、榎尾山から山年貢の引き上げを求められたことが村同士の利害を対立させるきっかけとなった。嘉永三年段階では、榎尾山と三ヶ村の山年貢を媒介とした経済関係に加え、三ヶ村のうち主に九鬼と小野田の間に請山の用益をめぐる社会的な形態の矛盾が生じていることも確認しておきたい。

史料6―Bは、毛代金の記載はないものの、三ヶ村が期限を定めない請山契約に向かうプロセスを記録している。この史料に表れた土地所有関係にも、永代宛地契約の前提を見出しうるのではないだろうか。一ノ嶽山において榎尾山は、文政段階では年限を定めながらも三ヶ村に「伐取」を認めていた。嘉永段階では人や牛の通行路を伐り開くことについて話し合いがなされたが、こうした行為は原状回復が困難になるほどの開発となることを当事者は認識していた。請山は、このような踏み込んだ土地利用をも可能にする小作請なのである。この側面を重視すれば、毛代金という要素を欠くものの、明治初年の永代宛地契約の前提（請山 β ）と位置づけることができるであろう。

以上の検討結果を整理して、山林永代宛地契約の前提を近世に求めうることや、近世の請山契約を明治期に再編したものが永代宛地

契約と考えられることについて述べておきたい。

史料4に見たように、請山 α において請主は、毛代銀の支払いと毎年の山年貢納入によって請山 α 所を買い、期限を定めることなく使用し続けることができた。筆者の調査では請山 α に該当する個別契約はこの一件のみ確認したに止まるが、字五斗木の山林を対象に取り結ばれた契約内容が「九鬼村請主」七名の請証券に引き継がれているように、「九鬼村請主」七名と榎尾山の間には、字五斗木と共通する内容（毛代銀支払いと年々の使用料納入をセットとする）を持った契約の取り交わしが存在したのではないだろうか。それゆえ、支払い済みの毛代金については、明治期の史料に記されることはなかったのである。

九鬼と小野田、及び岡の三ヶ村が榎尾山と取り結んでいた請山契約（請山 β ）は、毛代金支払いの痕跡を見いだせないものの、嘉永段階では期限を設けることなく、道普請のような原状変更を伴う開発も可能とするような（ただし契約解除、請山返上の場合には原状復旧が必要と村側は認識しており、この認識は開発を抑制する要因となっていた）契約へと深まりを見せていた。本稿ではこの請山 β も、明治期永代宛地契約の前提の一つと位置付けたい。

しかしここで考慮を要するのは、明治期に九鬼と小野田の間に分岐が生じたように見えることである。小野田ほか請主の場合は施福寺から七六証券の交付を受け、地券未発行段階で請主に伐採権が確認された（七六証券）が、七八証券で小野田ほか請主は毛代金を支払っている。こうした毛代金支払いへの小野田ほか請主の関わり方

は、九鬼村のそれとは異なっている。このような違いはなぜ生じたのであろうか。

この点を直接解明しうる史料には接していない。以下に推測を交えて考察を述べてみたい。ここで考えたいのは、一ノ嶽請山の近代における再編が、地番二五・二六を分割して設定された永代宛地契約ではないか、ということである。一ノ嶽の所在地は、前稿で検討した享保四年絵図と明治期地籍図を手がかりにすると、地番二五・二六付近に該当している。そして地番二五・二六には、九鬼・小野田・岡三ヶ村住民に対して施福寺が七八証券を発行して永代宛地契約を取り結んだ区画が集中しているのである。筆者の推測が妥当であれば、地番二五・二六における永代宛地契約の展開は、地主施福寺が一ノ嶽請山の土地所有関係を近代において再編（それは地租改正に適合させる意図であったろう）しようとした際に、三ヶ村の間での前提条件の違いによって、異なる経路をたどったということになる。この再編過程で小野田ほか請主に向けて七六証券が発行されたのは、地租改正に伴う村請の解体と地租負担者としての個人の自立への対応として、契約の相手方を村から個人に再編しようとしたものではないだろうか。九鬼の場合は史料4に見られるように、すでに近世段階で個人が主体となる請山 α の契約が取り結ばれていた。これに対し請山 β の請主は村であった。小野田には九鬼における請山 α のような個人が契約主体となる契機が、何らかの理由で存在しなかったのであろう⁽³⁴⁾。この点で、九鬼と小野田の間には、前提条件の差異が存在したのではないか。つまり九鬼村・小野

田村（及び岡村）を請主とする請山 β を永代宛地契約へと再編する過程には、地租改正への対応を意図した契約主体の村から個人への転換、すなわち村請制の解体への対応が介在していたと考えられるのである。

五 金納地租の設定と永代宛地契約の再編

第四節の検討を踏まえると、永代宛地契約の前提には近世横尾山が九鬼請主との間に取り結んだ請山 α と、同じく近世横尾山が九鬼・小野田・岡三ヶ村と取り結んだ請山 β が存在したことがわかる。九鬼請主が施福寺に差し出した七八請証券や、施福寺が小野田ほか請主に交付した七六証券は、近世の請山を地租改正後の土地所有と税負担のあり方に対応させようとする、地主施福寺による再編の産物と理解できる。そして施福寺は、旧山年貢ベースの納税への対応という動機に基づき、地券交付後の時点で、所有する地盤から分離させた山林（毛上）を横山谷村々の信徒に売却する永代宛地契約を七八証券によって取り結んだ。このとき、近世以来の寺と信徒との関係を根柢として、九〇件以上の契約が取り結ばれた。また八〇年には、明治初年の寺への援助に対する報償として、横山谷内外の有方信徒を相手とする永代宛地契約四件が取り結ばれた。

表2に、明治一〇年代における永代宛地契約の全体像を示した。この表は、七八証券（その一部は七六証券を前身とする）・七八請証券および八〇証券から読み取りうる山林区画ごとの個別契約の集積が、一八八四年（明治一七）に施福寺が作成した「永代宛地名寄

帳」と対応することを示している。

八四年は、施福寺が金納地租による納税を開始する前年である。つまりこの年を下限として、施福寺所有山林一筆ごとの地価が設定された。ここまでの検討で永代宛地契約を地租改正との関係で捉えることの重要性が明らかになってきたが、それはとりわけ、七八証券における宛米が、貼紙によって宛金に変更される事実を表れている。第二節(2)で検討したように、宛金は当該区画分の地租とほぼ同等の部分と、地主施福寺の取り分から成り立つと考えられることから、宛米から宛金への変更と金納地租の設定は、密接に関連していると本稿では判断する。

以上の把握に基づき、本節では①七八証券における宛米から宛金への変更と、②八四年における永代宛地契約の再編を検討し、金納地租への対応という観点から見た永代宛地契約の完成形態を明らかにする。

まず②から議論をはじめ。八四年六月一日付けで、小作人(旧請主)は施福寺にあてて「小作証文之事」と題する請書(以下「八四証文」と呼ぶ)を差し出しており、永代宛地契約のほぼ全件にわたって対応する証文を確認できる(表2)³⁵。史料7は、史料3(七七証券)から史料1(七八証券)へと接続する、地番二六(字大谷)のうち小字大谷原に関する小作証文の一節である。引用では省略したが、この八四証券は神倉藤太郎(岡)への宛地八区画を書き上げる形で作成されている。

【史料7】

小作証文之事

〔中略〕

第二十六番ノ内字々〔大谷原〕

一、山地壹町七畝九歩

四方際目 東南ハ小の林永蔵宛地峯尾限り、

西ハ川限り、北ハ同村甚三郎宛地限りナリ

小作金 八錢壹厘

小作米 四升二合八夕

〔中略〕

右者泉州榎尾山施福寺所有之山林従来ヨリ受来リ有之候処、当明治十七年証文改正仕リ我等永代小作致処実正也、尤モ御租税諸役其元今御勤可被降候、前書小作金毎年十一月二十五日限り無相違相渡可申候、若し相滞候得ハ右山林毛上有姿之俣御引上相成候とも一言ノ申分なく直ニ相戻し可申候、為后日小作証文依テ如件

明治十七年六月一日

和泉国泉州郡岡村

小作人 神倉藤太郎(印)

榎尾山施福寺住職森嶋常嚴殿³⁶

書き上げに続く本文を解釈しておこう。「右の山林は榎尾山施福寺所有山林であり、我々が従来から請地としてきたところ、当明治一七年に証文を改正し、今後は我等が永代にわたり小作することに

間違いはない。尤も租税や諸役については施福寺にて勤められたい。前書小作金は毎年一月二五日限り相違なく納める。もし滞ったならば、右の山林の毛上はそのままに施福寺がお引き上げになっても一言の申し分なくただちにお戻りする。後日のため小作証文は以上の通りである」。八四証文には毛代金の記載がない。今回の改正は従来の契約を引き継ぐものであり、毛代金は支払い済みであるため記載がないと理解できよう。八四証文における小作人の義務は小作金と小作米である。本文には小作金のみ記述があるが、小作米とセツトであることを確認しておきたい。史料7で小作人たる神倉藤太郎は、字大谷原の山林を期限の定めなく使用し続けるために小作金と小作米を毎年一月二五日限りで納めることを、地主施福寺に約束しているのである。そして八四証書の記載内容は、同年の「名寄帳」の記載と一致していることが、八四証書の存在する全ての契約について確認できる(表2)。

続いて、七八証券における宛米から宛金への変更が、八四年における永代宛地契約の再編とどのように関連しているかを明らかにしていく。第二節で七八証券を検討した際、宛米が貼り紙によって宛金に改められたこと、宛金は当該区画の地租とほぼ同等の部分(宛金の五分の一)と地主施福寺の取り分(宛金の五分の四)を構成要素とすることを指摘した。この変更がなされた年代は不明であり、現時点では八四年を下限とするに止めざるを得ない。

では、八四証文における小作金と小作米は、七八証券の宛金とどのように対応するのであろうか。史料1と史料7の区画(地番二六

字大谷のうち小字大谷原)を事例に検討してみよう。七八証券における宛金四〇銭二厘の反当たり三銭七厘五毛は反当たり地租とほぼ同等の七厘五毛と、地主取り分三銭とからなる。八四証文の小作金八銭一厘は反当たり七厘五毛となり、これはそのまま地租分に当てはまる。小作米四升二合八勺は反当たり四合となり、これが地主取り分であろう。つまり七八証券と八四証文に記された小作人の義務は、七八証券における宛金の $1/5$ (反当たり七厘五毛)は八四証文における小作金と、七八証券における宛金の $4/5$ (反当たり三銭)は八四証文における小作米(反当たり四合)と対応するのである。

では、七八証券における宛米から宛金への変更は、八四証文における永代宛地契約の再編とどのように関連しているであろうか。八四年の再編は、七八証券への貼紙による修正では宛金に内包されていた地租分と地主取り分を分離し、地租分を小作金として自立させるとともに、地主取り分を石建ての小作米に変更するという二つの側面を持った。第一の側面により、金納地租を小作人が肩代わりするという永代宛地契約の特徴が、より鮮明になった。史料7で小作人が述べるように租税・諸役は地主施福寺において勤めるといふ建前であったが、信徒が施福寺を支えるというあり方を地租改正後にも形づくるための媒介と位置付けられたのが、永代宛地契約なのであった。

第二の側面である地主取り分の石建て小作米化は評価が難しい。この措置によって、農業を生活の基盤とする小作人にとっては、現金負担の軽減というメリットが生じた可能性がある。この点は、永

代宛地契約再編の翌八五年に施福寺住職森嶋常巖及び寺中惣代と小作人との間で取り交わされた「約定書」³⁷⁾とセットで考察する必要があるのではないだろうか。その内容は、反当たり小作米四合のうち二合は小作人から施福寺へ毎年納付し、残り二合については時価の売却代金にて施福寺から小作人へ貸し渡し、利子金によって反当たり四合を充たす見込みに達してから小作米を完納する、というものであった。この約定の下で施福寺が小作米を確保できたか否かは不詳であるが、小作人の負担を軽減する意味を持ったと考えられよう。

七八証券に貼紙を施しての変更は、地租改正の結果、所有山林に地価が設定されて地租の金納が始まることへの対応であった。この時点では宛金一本であったものを、八四年の契約再編では小作金と小作米に分離した。この分離の結果、地租分の小作金としての自立により小作人による地租の肩代わりがより鮮明になり、同時に小作米については軽減につながる効果もたらされたのであった。

おわりに

近代移行期の施福寺所有山林における永代宛地契約の設定は、いかなる歴史的諸条件に規定され、いかなる歴史的性格を持つことになったのであろうか。明治初年の施福寺を経営面で規定していたのは山年貢ベースの納税の重さであり、有力信徒による経済的支援が欠かせなかった。この過渡的な形態での納税は、旧山年貢が金納地租へと再編されてゆくプロセスの第一段階であり、施福寺は納税に

より旧山年貢地の継承を確保した。これに続いて地租改正、すなわち地券交付（一八七六年一〇月）から地価決定へのプロセスが進行し、一八八五年（明治一八）には施福寺は地租の金納を開始する。

以上を踏まえると、施福寺は、山年貢ベースの納税という過渡的な体制に対応し、さらに山林所有権確立と地租金納という、来るべき地租改正後の体制に備えて、山林を経済的基盤として運用する必要に迫られていたと考えられる。そのような施福寺が依拠できたのは、信徒への経済的依存と山林利益の提供という近世以来の信徒との関係（従前の由縁）であった。この関係に依拠した、納税への対応として実行されたのが、山林の永代宛地契約なのであった。永代宛地契約は、近世以来の信徒との関係に依拠しながら、山林所有権確立と地租金納という地租改正後の体制に対応して、山林を経済的基盤として運用しようとしたものであった。

本稿では、このような永代宛地契約の歴史的性格を、七八証券を軸とする検討から明らかにした。七八証券は請主の義務として毛代金支払いと宛米（後に宛金に変更）納入の二要件を定め、対価として期限を設けることなく山林の小作を請主に認めるものであった。この二要件に沿って、本稿の検討を整理しておこう。

請主による毛代金支払いは、施福寺が土地所有権を前提に、地盤から毛上を分離させて請主へ売り渡すものであった。施福寺は永代宛地契約を取り結ぶことによって、所有山林の現金化をはかったのであった。

請主による毛代金支払いについては、次の二点を明らかにした。

第一に、請主による毛代金支払いは、横山谷内外の有力信徒による施福寺に対する経済的支援の意味を持った。この点は、請主を契約相手として選定する理由（経済的支援に対する報償）を明記して毛代金を要件としない八〇証券と、契約相手としての選定理由は「従前の由縁」と記すのみで曖昧だが毛代金支払いを要件とする七八証券を対比することで明らかになった。

第二に、永代宛地契約の前提として、近世横尾山が山年貢地において北麓三ヶ村（九鬼・小野田・岡）との間に取り結んだ請山契約（及び九鬼・小野田村民による柴山買い請け）が存在することを明らかにした。これは近世横尾山による、山年貢地を経済基盤として運用する方法のひとつであった。文政元年に一〇ヶ年限、年貢銀二二五匁で始まり、嘉永三年には期限を定めず年貢銀四七〇匁に改めることで寺と三ヶ村が合意した字一ノ嶽での請山契約は、毛代金支払いを伴わないが、立木の伐採や開発といった踏み込んだ利益を可能とする契約（請山 β ）であった。この請山契約では三ヶ村が請主となっていたが、このうち九鬼村については個人が請主となって毛代金と年貢を横尾山に支払う形態の請山契約（請山 α ）が成立していた。本稿ではこうした請山契約の展開を、永代宛地契約の前提と位置付けた。三ヶ村は一九世紀前半から後半にかけて共同で請山を営んできたが、村ごとの諸条件の差異により利益の深度や村民による権利獲得の面で異なる経緯をたどったと思われる。九鬼と小野田は岡については嘉永期以降の経緯が追跡できない。請山を共通の前提としながらも、永代宛地契約への再編プロセスには差異を有し、その

ことが証券群の構成や内容面の複雑さとなって表れたのであった。

宛米については、七八証券を確認しうる全ての区画で同一の水準であること、七六証券から接続する場合は「取税米」と一致することを確認した。また近世との関係では、宛米は請山 α の「山年貢」を受け継ぐものでもある。その水準の意味は未詳である。本稿では、七八証券への貼り紙によって宛米が宛金に変更されたことの意味を考察した。宛金は地主取り分と地租から成り、地主施福寺による宛金設定の意図は、金納地租を請主に肩代わりさせることにあった。さらに施福寺は八四証文によって契約を再編して小作米と小作金を設定するが、この二者は地主取り分と地租に該当する。この点は、永代宛地契約そのものが地租改正への対応として計画、実施されたことを示すといえよう。

以上の検討を経て、施福寺による所有山林の永代宛地契約は、山年貢から金納地租への国家による土地制度の再編過程に対応して、所有山林を経済的基盤として機能させるために、横山谷内外に居住する有力信徒の経済力を動員する方策であったということができよう。本稿の最後に、永代宛地契約を、施福寺と横山谷内外有力信徒との関係が形づくる在地社会の近代移行過程に位置付ける二つの視点を示しておきたい。

第一は、身分集団としての近世村を成り立たせる原理である村請制が、地租改正によって解体されたこととの関係である。近世村は領主への年貢納入を村で請け負う村請制を原理としていた。地租改正は、土地所有者個人を地租納税者とすることで、村請制を解体し

たのである。永代宛地契約の下で個々の請主は、各々が所有する屋敷地や田畑の地租負担者となるとともに、施福寺所有山林のうち宛地に分割された区画については実質的な地租負担者となった。つまり永代宛地契約は、地租改正で成立した土地所有者個人による地租負担という体制に適合するように設計されたということが出来る。

この点を考える上で、近世の請山 α が、三ヶ村を請主としていた（つまり対地主関係で村請の原理が機能していた）請山 β と異なり、個人を請主として析出するという面で永代宛地契約の、より直接の前提をなしていたことが重要である。山林という空間を経済基盤として運用すること（現金化を含む）には、地租改正を待たずともなく、請主個人の経済力に依存するという側面が強かったのではないだろうか。つまり請山 α は、土地所持の身分的性格を、運用の実体面で先取的に解体へ導くという側面を持ち、その意味で永代宛地契約の歴史的前提たりえたのである。

第二に、永代宛地契約には、横山谷内外の有力信徒が、伝統的一山寺院として地域に存立し続けてきた榎尾山施福寺を信仰面と経済面で支えるという、近世以来の関係が反映していることを指摘しておきたい。信徒の経済力を動員するという施福寺の要求を信徒は受け入れ、永代宛地契約を取り結んだ。施福寺は近世の請山を地租改正後にも拡大して継続することを意図し、信徒たちがそれを受け入れた、という構図である。榎尾山と横山谷村々は、近世初期には山林の利益をめぐって対立関係にあった（前掲『横山と榎尾山の歴史』）が、近世中期以降には横山谷村々の信徒が信仰と経済の両面で榎尾

山を支えるという関係を形成するに至り、三ヶ村による請山もその中で成立したのであった。近代移行期における永代宛地契約もまた、榎尾山施福寺と村々および信徒が形成してきた長期的な関係のなかに位置付ける必要がある。

註

- (1) 本稿では吉井敏幸の規定に従って榎尾山施福寺を地方有力一山寺院と捉える。吉井敏幸「近世初期一山寺院の寺僧集団」『日本史研究』二六六号、一九八四年。この点をはじめ、本稿は和泉市史編さん委員会編『和泉市の歴史Ⅰ 横山と榎尾山の歴史』（和泉市、二〇〇五年）に多くを学んでいる。なお、近世には子院の集合体である一山寺院を表現する榎尾山の呼称が一般的であり本稿でもこれに従うが、近代に入ると施福寺住職が置かれるようになることから、本稿でも近代以降については施福寺と呼ぶこととする。
 - (2) 拙稿「近代移行期の泉州榎尾山施福寺による土地所有権の獲得」『桃山学院大学総合研究所紀要』第四八巻第二号、二〇二二年二月、所収。
 - (3) 中田薫「法制史論集第二巻 物権法」岩波書店、一九三八年。
 - (4) 戒能通孝「入会の研究」日本評論社、一九四三年。のち増補改訂版を一粒社より一九五八年に刊行。
 - (5) 古島敏雄編『日本林野制度の研究』東京大学出版会、一九五五年。福島正夫「地租改正の研究」有斐閣、一九六二年。渡辺洋三「法社会学研究2 入会と法」東京大学出版会、一九七二年。丹羽邦男「土地問題の起源―村と自然と明治維新―」平凡社、一九八九年など。
 - (6) 松沢裕作編『森林と権力の比較史』勉誠出版、二〇一九年。
 - (7) 前掲『横山と榎尾山の歴史』二八七ページ。
 - (8) 拙稿「山の利益・開発と土地所有」和泉市史編さん委員会編『和泉市の歴史8 和泉市の近現代』（和泉市、二〇二二年）所収。なお同書所収の拙稿には近世榎尾山に関する叙述が含まれているが、次のように訂正する（誤った叙述となったのは筆者の責任である）。
- 「近世の榎尾山は、江戸幕府によって六石分の朱印地を認められる一方、寺を取り囲む山林空間に対して四〇石の山年貢を賦課されていた（延

- 宝検地で四・五石に増高となり、幕末まで継続する。」(同書一一六ページ、三行目から)
- (9) 註7に同じ。
- (10) 施福寺所蔵文書のうち鐘樓箱1—49—34—2。
- (11) 施福寺所蔵文書のうち蔵3箱7—13。
- (12) 「奉願上地券書換之事」。施福寺所蔵文書のうち蔵1箱12—32に写しが含まれる。
- (13) 「寺院明細帳 泉北郡(その2)」大阪府公文書館所蔵。
- (14) 大阪法務局岸和田支部所蔵。
- (15) 「日本国語大辞典」小学館、一九七二年。『岩波日本史辞典』岩波書店一九九九年。
- (16) やや時期は降るが、施福寺においては「明治三十三年(従旧十一月一日至三十四年三月三十一日)予算の歳入を二一九四円六〇銭と見積っていた。これと比較すると、毛代金の売却によっておよそ半年分の収入が臨時に得られたことになる。施福寺所蔵文書のうち蔵1箱33—3—2。『和泉市史紀要第6集 槇尾山施福寺の歴史的総合調査研究』第二分冊(二〇〇一年)、三八三ページ。
- (17) 前掲「横山と槇尾山の歴史」は近世槇尾山の信徒の空間的広がりを、第一次信徒圏Ⅱ和泉山脈北麓に広がる横山谷村々、第二次信徒圏Ⅱ池田谷村々や河州瀧畑村など、と把握している。ここまでは、大般若経転読の施主であった村々である。三林や和田といった池田谷の村に加え、南横山に属する大野も第二次信徒圏に含めてよいだろう。なお、その外縁には和泉・河内地域があり(槇尾山が初穂の旦那廻りをする領域)、さらにその外部には観音巡礼に訪れる畿内・西日本の人びとが存在した(同前)。
- (18) (九鬼)池辺幸雄氏所蔵文書のうち箱1—83。
- (19) 註8に同じ。
- (20) 施福寺所蔵文書、鐘樓箱1—378—13。
- (21) 前掲拙稿「近代移行期の泉州槇尾山施福寺による土地所有権の獲得」。施福寺「槇尾山土地券惣数拾七通ニ対スル旧新租税決算表」施福寺所蔵文書、鐘樓箱2—215。
- (22) 「租税寮改正局日報(明治六年)第二十八号」所収、「五月廿日愛媛県伺大意」。我妻栄編集代表『明治初年地租改正基礎資料』上巻(有斐閣一九五三年)、一二七ページ。福島正夫前掲書、五三九ページ。
- (23) 註21の史料。
- (24) 施福寺所蔵文書には地券の現物が確認されないため、本稿では地券書換願書(註12)から券面の情報を推測している。この願書には、畑と山に「地代金」が記され、また山にのみ「貢租米」が記されている。山の「貢租米」の合計は二八・五石となり、旧山年貢四一・五石との差は字中院内の三筆分であった可能性があるが、確かめることはできない。地代金の根拠も未詳であるが、後の地価とは異なる基準で設定されたと思われる。
- (25) 註21の史料。
- (26) 七六証券に貼付の取税米を記した付箋には、不正の廉で七七年五月に施福寺を放免される山本豪順の印があることから、それ以前に取税米が設定されたことになる。
- (27) 註8に同じ。
- (28) (九鬼)池辺幸雄氏所蔵文書のうち箱1—49。
- (29) 施福寺所蔵文書のうち鐘樓箱2—183—③。
- (30) 前掲拙稿「山の用益・開発と土地所有」。
- (31) 施福寺所蔵文書のうち鐘樓箱1—445。
- (32) (仏並)池辺家所蔵。前掲拙稿「近代移行期の泉州槇尾山施福寺による土地所有権の獲得」を参照。
- (33) (九鬼)池辺和雄氏所蔵文書のうち箱1—186。
- (34) ただし史料5に見られるように、弘化三年段階の柴山買い請け(請山βの特徴が当てはまる)では、小野田村宇兵衛という個人が「山買請主」となっている。
- (35) 八四証文群はその保管状況から損傷が甚大であり、全点を確認できていない可能性がある。しかし表2に示したように九鬼請主分が確認できないことには何らかの意味があると思われるが、本稿では解明できていない。
- (36) 施福寺所蔵文書のうち鐘樓箱2—195。
- (37) 施福寺所蔵文書のうち鐘樓箱2—322ほか。なお、地主取り分の石建て小作米化(八四証文による永代宛地契約再編の第二の側面)は、これによって小作人の現金負担が軽減したとすれば、それは当時のデフレ政策(物価下落と増税)下において、農業を基盤とする小作人の状態を地主施福寺が考慮した結果とは考えられないだろうか。永代宛地契約を取り巻く環境としては、金納地租の設定とデフレ政策が重なること

いう状況であった。そして小作米分納に関する約定もまた、小作人の負担を軽減する意味を持った。永代宛地契約再編をめぐる一連の措置が、デフレ経済への対応であったと評価できる可能性を指摘しておきたい。

(付記) 本稿は、桃山学院大学総合研究所の共同研究プロジェクト(22共285)「日本の社会問題とそれへの対応」による成果の一部である。

(二〇二三年七月三日受理)

Perpetual Lease Contracts on Forested Mountain-land in Sefukuji Temple's possession, on Mount Makio in Izumi, During Japan's Transition to Modern Times

SHIMADA Katsuhiko

Sefukuji Temple on Mount Makio in Izumi, the southern part of Osaka named Senshu Region is a traditional *issan* temple, which is a collection of sub-temples and monks in one location. In October 1876, the Sakai Prefecture issued title deeds to certify Sefukuji's ownership of more than 587 *cho-bu* (about 591.9 hectares) of forested mountain-land surrounding the central complex. On this basis, Sefukuji split part of the forested mountain-land in its possession into approximately 90 lots and concluded perpetual leases (i.e., tenant-farming agreements with no date of termination) with laymen from neighboring villages. This study clarifies the historical significance of these perpetual contracts.

During the early modern era, Sefukuji paid the shogunate *yama nengu* (mountain-land) tribute to claim its possession of the entire mountain area mapped out in the "Picture Map of Mt. Makio" of 1719. Toward the end of the early modern era (during the nineteenth century), *ukeyama* (contracts) were established between Sefukuji and the villages, under which villages and villagers had the rights to use, benefit from, and develop the land for which Sefukuji paid the mountain-land tribute. The *ukeyama* were one means by which early-modern Sefukuji managed its economic base for paying the tribute.

After the Meiji Restoration, the government restructured the landholding system. This restructuring included land-taxation reforms; the mountain-land tribute that early-modern Sefukuji had paid to the Edo shogunate was replaced by a land tax paid in cash. In response to this administrative reorganization, Sefukuji restructured and expanded its early-modern *ukeyama* and introduced perpetual contracts for managing its forested mountain-land economically during the transition to modern times.

Under the perpetual contract system, tenant farmers were obliged to purchase *kejō* (on-ground natural products, including standing timber) from Sefukuji and to deliver annual rice quotas to Sefukuji. Under these terms, the tenant farmers were authorized by Sefukuji to use the forested mountain-land, including felling its trees, in perpetuity. The rice quotas were converted to cash payments of land tax following land-taxation reforms.

Sefukuji's use of perpetual contracts for the forested mountain-land in its possession was a means of mobilizing influential laymen from the neighboring villages in order to provide

an economic base for managing its land under the modern landholding system. The historical significance of the perpetual contract system lies in the following two points. First, the system is a response to the dismantling of the feudal *mura-uke* system, which was the organizational principle of the early modern village. Second, the system is based on relationships formed in premodern times, whereby influential laymen in the villages supported the traditional *issan* temple in both their religious and economic operation.